

日本紀標註

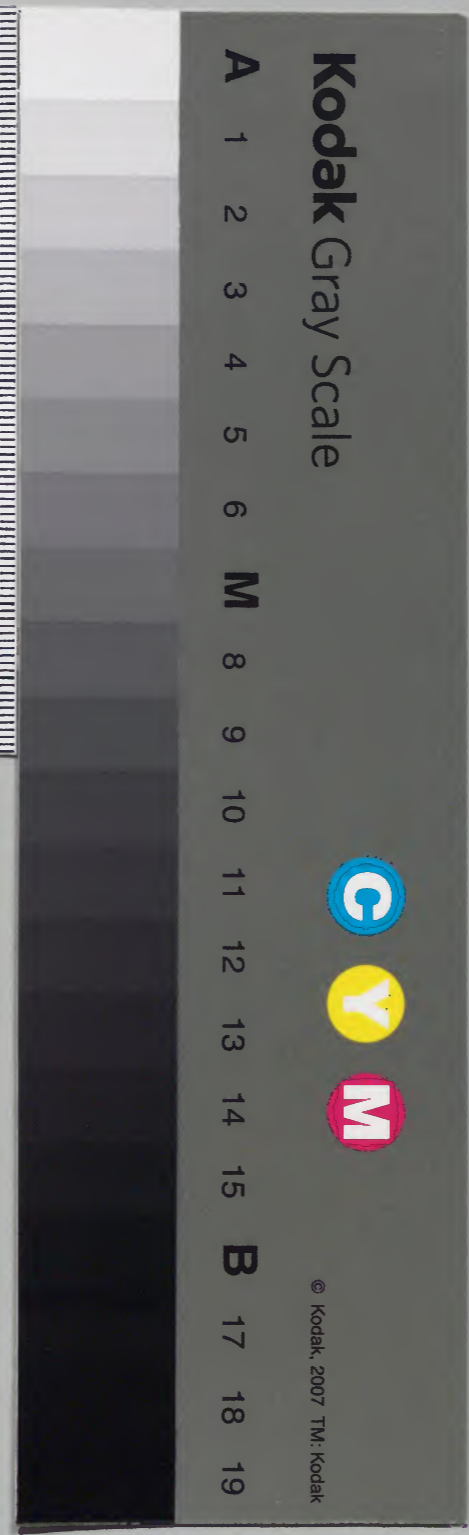
卷之十七

和書門			
四三七	函	號	類
一西	架	冊	二六

內閣文庫			
四三七	函	號	類
二六	架	冊	九

(七十才)

內閣文庫	
番號	和 43718
冊數	26(17)
函號	137 99



日本國

日本國 皇紀 卷之十七

天保 九年 正月 庚辰

御 紀 實 錄

御 紀 實 錄

御 紀 實 錄

御 紀 實 錄

御 紀 實 錄

御 紀 實 錄

御 紀 實 錄

原本卷首小日本書紀卷第二

淳中倉太珠敷

天皇を法王帝
説小怒那久良
布刀多麻斯支
天皇小作法
隆寺曼陀羅銘
文小蕤奈久羅
乃布等多麻斯
支乃弥已等と
乃の助辞を加
たマ、淳と瓊の
借字不て、惣て
称たる御名不
又此天皇を後

日本紀標注卷之十七

敷田年治謹注

敏達天皇

淳中倉太珠敷天皇

淳中倉太珠敷天皇、天國排開廣

庭、天皇、第二子也、母曰石姫皇后

天皇不信佛法、愛文史、二十九年

立為皇太子、三十二年四月、天國

排開廣庭天皇崩

○日本紀標注卷之十七

○一

不、敏達と謚奉り、石姬皇后、原本石姬皇后、武小廣国押盾天皇、女也、十
四字の細字あり、例より削る。○不信佛法と云、此朝は佛法の行をれ
しを見れば、好み給へざりしをあらわし、さきと
其餘の天皇は、比較をれを然傳たるも諸あり

甲戌三日○百
濟大井、皇極紀
元年夏四月壬申、朔、甲戌、皇太子

子、翹岐將其妻
即天皇位、尊皇后、曰皇太后、是月

井家、和名抄、
宮于百濟大井、以物部、弓削守屋

河内国錦部郡
大連、爲大連、如故、以蘇我馬子、宿

同郡大井村、
彌爲大臣、皇

守屋大連、和名
抄、河内国若江郡郷名、弓削、由介と注せ、公卿補任、尾輿之子也、と記せる

抄、河内国若江郡郷名、弓削、由介と注せ、公卿補任、尾輿之子也、と記せる
も、然も、いさべし、此大連を父の風を継ぎ、古今独歩の忠良ありして、身を以て国
不報せしむ、今も世に轟々、式、同郡弓削、神
社とあり、若、此大連を祭は、はらじり

十五

愀然を、御心ノ
ユキテとよめ
五月壬寅朔、天皇問皇子、與大臣

るを、相樂の館
曰、高麗使人、今何在、大臣奉對曰、

不、いさ、相人を
在、於相樂館、天皇聞之、傷惻極甚、

憐、御心を通
愀然而歎曰、悲哉、此使人等、名既

後、漢書、郵、憚傳
奏聞於先考、天皇矣、乃遣群臣、相

色、良、孔子家語
樂、館、檢、録、所、獻、調、物、令、送、京、師、丙

辰、天皇執高麗表、疏授於大臣、召

聚、諸、史、令、讀、解、之、是、時、諸、史、於、三

日、内、皆、不、能、讀

岐と云、文人を渡し、經典を貢りしより、二百八十九年を經し、未漢字を讀解する人の、少りしを思へむ、仁徳四十一年、紀、録、郷土、所出、同六十二年、紀、小、遠江国表上言、云々、履中四年、紀、於諸国置国史、記言事、達四方志、あどらる、我古文字、よて書しこと、論をほく、明あり、然を漢籍渡るより、早支那字の、世小廣まりた、思ふゆる、事實を去らざる、僻説あり、委、国字考、記しおむつ

王辰尔、欽明紀、不見、延、た、○、不愛於學、千載、集、序、小、此、歌、の、と、ち、を、學、ぶ、る、を、い、ふ、ふ、云、々、師、兼、卿、千、首、の、う、つ、を、ゆ、く、影、た、ふ、を、し、と、おもふ、ふ、の、學、ぶ、は、ち、の、年、の、暮、ぬ、る、○、東

爰有舩史、祖王辰爾、能奉讀釋、由是天皇與大臣、俱為讚美、曰、勤乎辰爾、懿哉辰爾、汝若不愛於學、誰能讀解、宜從今始、近侍殿中、既而詔東西諸史、曰、汝等所習之業、何故不就、汝等雖衆、不及辰爾、大司

西諸史、學令、大學生、取五位以上、子孫、及東西史部子、為之、義解、謂、居在皇城、左右、故曰東西也、前代以來、奕世、繼業、或為史官、或為博士、因、以賜姓、總、謂之史也、神祇、令、小、東西、文部、上、被、刀、義、解、謂、東、西、漢、文、首、あどらる、式の大被詞の末、勅、文、忌寸云々、西文部准之、あど見ゆ

字、隨、羽、黑、是、我、人、材、を、試、み、たる、あり、按、小、世、小、蟻、通、の、昔、語、も、此、古、る、よ、と、作、出、た、る、小、や、此、字、を、ナ、と、よ、め、る、例、も、允、恭、紀、小、欲、知、姓、字、顯、宗、紀、小、改、字、あど多、り、り、世、小、う、あ、と、云、る、も、仮、字、の、略、か、て、か、ん、あ、と、も、云、る、も、轉、あり、此、仮、名、小、對、て、本、字、小、書、た、る、を、真、字、と、云、此、真、字、を、か、ん、字、小、對、て、枕、冊、子、狹、衣、等、小、も、ん、字、と、り、る、ハ、誤、り、り、マ、ナ、と、云、べ、し、○、飯、氣、の、氣、も、音、訓、關、合、小、て、万、葉、二、小、塩、氣、催、馬、樂、弓、立、歌、小、保、乃、計、と、も、見、た、る、即、火、氣、あり、○、帛、と、和、名、抄、小、帛、薄、繒、也、俗、云、波、久、乃、岐、奴、と、注、し、て、生、絹、を、云、と、此、を、練、絹、あり、磯、城、嶋、天、皇、ハ、先、朝、を、申、此、小

又高麗上表、疏書于烏羽、字隨羽、黑、既無識者、辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉寫其字、朝廷悉異之、六月高麗大使、謂副使等曰、磯城

議との体え、三
十一年、紀子見
とたて、○微者
え、上子見、延た
る、郡司道、君を
云、○此文をよ
く思ふ、○越、国
人、○欺り、見た
る、○副使以下
の過あり、○自
相謂、○副使以
下あり

鳴、天皇、時、汝等違、吾所議、被、欺、於
他、妄分、國、調、輒、與、微者、豈、非、汝等
過、歟、其、若、我、國、王、聞、必、誅、汝等、副
使、等、自、相、謂、之、曰、若、吾、等、至、國、時、
大、使、顯、導、吾、過、是、不、祥、事、也、思、欲
偷、殺、而、斷、其、口、是、夕、謀、泄、大、使、知
之、裝、束、衣、帶、獨、自、潛、行、立、館、中、庭、
不、知、所、計、時、有、賊、一、人、以、杖、出、來、
打、大、使、頭、而、退、次、有、賊、一、人、直、向、

賊ハ高麗より
從來し人等を
云

大、使、打、頭、與、手、而、退、大、使、尚、嘿、然、
立、地、而、拭、面、血、更、有、賊、一、人、執、刀、
急、來、刺、大、使、腹、而、退、是、時、大、使、恐、
伏、地、拜、後、有、賊、一、人、既、殺、而、去、明、
旦、領、客、東、漢、坂、上、直、子、麻、呂、等、推、
問、其、由、副、使、等、乃、作、矯、詐、曰、天、皇、
賜、妻、於、大、使、大、使、違、勅、不、受、無、禮、
茲、甚、是、以、臣、等、爲、天、皇、殺、焉、有、司、
以、禮、收、葬、秋、七、月、高、麗、使、人、罷、歸、

戊辰三日○吉
備海部直へ雄
略紀不見正
○相議原本
議を識し誤也

大嶋首も、姓氏
録及史ふも泄
たて、和名抄不
備中国、淡口郡
郷名ふ、大嶋見
返たれむ、此地
ふよとは、姓ふ
るべし○狭丘

是年太歳壬辰

二年夏五月、丙寅朔戊辰、高麗使

人、泊于越海之岸、破船溺死者衆

朝廷猜頻迷路、不饗放還、仍勅吉

備海部直難波、送高麗使、秋七月

乙丑朔、於越海岸、難波與高麗使

等相議、以送使難波、船人、大嶋首

磐日、狭丘首間、狹、令乘高麗使、船

以高麗二人、令乘送使、船如此、互

乘以備姦志、俱時發船、至數里許、

送使難波、乃恐畏波浪、執高麗二

人、擲入於海、八月甲午朔、丁未送

使難波、還來復命、曰、海裏鯨魚大

有遮、嚙船、與檝擢、難波等恐魚吞

船、不得入海、天皇聞之、識其謬語、

駢使於官、不放還國

三年夏五月、庚申朔甲子、高麗使

人、泊于越海之岸、秋七月、巳未朔

首も、上におお
じ、式、大和国
添上郡、狭国神
社○姦志、尤、風
波、不遭ふとき、
海、不投入て、船
を、輕、せむため
あり○丁未十
四日○鯨魚、神
武紀、不見、正
○駢使、於官
も、諸司、不駢使
丁卯、是、を、御
使の、勞を、以て、
吉備、不還、さ、
して、使、ゆ、ふ、を
云、○甲子、五日
○戊寅、北日○

送使之船、難波磐日等、乘べし船ありしを、易て蕃使を乗らしめ、投殺の後船を、彼地オホラシヨロスに至らざるを、オホキマツル○更謹下疑、オホキマツル○落字、オホキマツル○使人も、難波を指し、オホキマツル○不合放還、オホキマツル○駭使を免て、オホキマツル○固み、オホキマツル○還さむとあり、オホキマツル○丙申九月、オホキマツル○白猪屯倉、オホキマツル○欽明紀、オホキマツル○注せ、オホキマツル○戊戌十一月、オホキマツル○津

戊寅、高麗使人、入京、奏曰、臣等去年相逐、送使、罷歸於國、臣等先至、オホキマツル○臣蕃、オホキマツル○臣蕃、オホキマツル○即准、オホキマツル○使人、オホキマツル○之禮、オホキマツル○禮、オホキマツル○禮、オホキマツル○饗、オホキマツル○大嶋、オホキマツル○首磐日等、オホキマツル○高麗國王、オホキマツル○別以厚禮、オホキマツル○禮之、オホキマツル○既而、オホキマツル○送使之船、オホキマツル○至今未到、オホキマツル○故更謹遣使人、オホキマツル○并磐日等、オホキマツル○請聞、オホキマツル○臣使、オホキマツル○不來之意、オホキマツル○天皇聞、オホキマツル○即數難波罪、オホキマツル○曰、オホキマツル○欺誑朝庭、オホキマツル○一也、オホキマツル○溺殺隣使、オホキマツル○二也、オホキマツル○以茲大罪、オホキマツル○不合放還、オホキマツル○以斷其罪、オホキマツル○冬、オホキマツル○十

史、姓氏録、津宿禰、菅野朝臣、同祖、塩君、男麻呂君之後也、又菅野朝臣、百濟國都慕王、十世孫、貴首王之後也、續紀、廿一、津史、秋主等、三十四人、言、船葛井津、本是一祖、別為三氏、其二、氏者、蒙連、姓訖、唯秋主等、未嘗改姓、請改史字、於是賜姓津連、同四十六世王也、云々、以下略、○甲子、九日、○息長、真手王、詳、あら、ず、○押坂彦人

月、戊子朔、丙申、遣蘇我馬子大臣、於吉備國、增益白猪、屯倉、與田部、即、以田部、名籍、授于白猪、史、膽津、戊戌、詔、船、史、王、辰爾、弟、牛、賜姓、為、津、史、十、一、月、新、羅、遣、使、進、調、四年、春、正、月、丙、辰、朔、甲、子、立、息、長、真、手、王、女、廣、姬、為、皇、后、是、生、一、男、二、女、其、一、曰、押、坂、彦、人、大、兄、皇、子、

大兄皇子の押更カカ名、麻呂マロ 其二ニ曰イハレ逆登皇女サカノボリノミコノメ、其三ニ

坂ハ記キ忍坂ニノサカ古コ皇子ミコ 曰イハレ菟道磯津貝皇女ウサミチイソヅカヒノミコノメ

城上郡の地名キリノナ 曰イハレ菟道磯津貝皇女ウサミチイソヅカヒノミコノメ

ホテ、是を於オケ佐簡サカマとよびべきを神武紀の歌ウタ見ミせたり、此地ココ由ユらる御名ミナホ

て、彦人ヒコト以下字シラナの如ごとし、諸陵シラノ式カタホ成相ナリ墓カミ、押坂オサカ彦人大兄皇子ヒコノミコ、在大和国廣瀨郡ヤマトノクニノヒロセノ郡、北

域ノ東西十五町、南北二十町、守戸五烟ノとらる、帝陵ミコノカミホ越コより、此皇子ココノミコを用明

紀ノホ、太子ミコ彦人皇子ヒコノミコと記シ、舒明天皇ニギハヤヒノミコの御父ミコノチチホ坐イる由ユを、後ノチホ御墓ミコノカミを築ツク廣ヒロた

るリ○麻呂古皇子マロノミコ、繼體紀ニギハヤヒノキホ、同御名ナリ○逆登皇女サカノボリノミコノメ、記キホ坂騰王サカノトウノミコホ作シり

記傳キデンホ東大寺トウダイジの古文書コノフシホ、大和国添上郡ヤマトノクニノソノヘノ郡、酒登サカノミ莊シラと見ミせたりと云イハレ、○菟道磯

津貝皇女ウサミチイソヅカヒノミコノメ、下シ菟道貝鮪皇女ウサミチイソヅカヒノミコノメの別名ナリホ、同御名ナリ○甚コトいぶりし

春日臣仲君カサガノミコノナリ記キ 是月コノツキ立タ一ヒト夫人メカミ、春日臣仲君カサガノミコノナリ女メカミ、曰イハレ

老女君オムメノミコノメ、夫人メカミ、更ナリ名ナリ、藥ヤク生ナリ三男ミタラシ一ヒト女メカミ、其ナリ一ヒト曰イハレ難波皇子ナニハシノミコ、其ナリ二ヒト曰イハレ春日皇

子ノミコ、其三ニ曰イハレ桑田皇女サノタノミコノメ、其ナリ四ヒト曰イハレ大派オホマタ

皇子ノミコ、其ナリ三ヒト曰イハレ桑田皇女サノタノミコノメ、其ナリ四ヒト曰イハレ大派オホマタ

老嫗オムメをよめ、續紀ツグキ五ヒト、多治比真嶋之妻タヂヒマシマノメカミ、家原イハラ音ネ那ナ紀キ、朝臣アサノミコ音ネ那ナホ見ミゆる

老女オムメの意イホヤ○藥君娘ヤクノミコノメ、按ア男女オトメとも、藥ヤクと云イハレる名ナホ、聞キこたる中ナカ、續

後紀ノチノキ六ヒト、春良ハルヨシ、宿禰スネ藥ヤク麻呂マロ、續紀ツグキ三ヒト、高屋タカヤ連ツラシ藥ヤク女メカミ、後紀ノチノキ二十ヒト、藤原フジワラ朝臣アサノミコ藥ヤク子ノミコ、此

外孝德ソトタカトク紀ノキ、巨勢コノセ臣ノミコ藥ヤク、天武テンブ紀ノキ、阿斗アト連ツラシ藥ヤク書シ、直ナカ藥ヤク、持テ統ツ紀ノキ、物部モノベ藥ヤク、續紀ツグキ十一ヒト、

船フネ連ツラシ藥ヤク、同ナリ十九ヒト、六人部ムロヒト藥ヤク、同ナリ十九ヒト、尾張オウヱ、宿禰スネ藥ヤクホ見ミゆ○難波皇子ナニハシノミコ、乳母ウチノメ

の姓ナリを負オたり、姓氏シナシ録キホ難波ナニハシ、思オモ寸サり○春日皇子カサガノミコ、地名ナリホよとらる、姓ナリホよ

と依ヨり○桑田皇女サノタノミコノメ、姓ナリホ桑田サノタ、真人マコトナリ○大派皇子オホマタノミコ、記キホ

大候王オホコウオウホ作シり、難波皇子ナニハシノミコの男オトホ、同名ナリり、名義ナリ考カウす

大鹿首オホカシラ、姓氏シナシ 次ツギ采女サメメ、伊勢イセ、大鹿首オホカシラ、首カビ、小熊クマ女メカミ、曰イハレ菟ウ

三世孫ミヨドノミコ、天兒アメノミコ、屋ヤ 名ナ子コ、夫オト人ヒト、生ナリ太オホ姬メカミ、皇女ミコノメ、更ナリ名ナリ、櫻オウ

根命ネノミコ之後ノチ者モノ、あり、式カタホ伊勢イセ 糠手ヌカテ姬メカミ、皇女ミコノメ、更ナリ名ナリ、田タ

三宅神社 ○太姬皇女、記不布斗比賣、作とら、稱たるあり ○櫻井皇女、大和河内攝津等の郷名村名、櫻井、らとむ、何處とも定、ぐと、姓、みへ櫻井、朝臣、何、
○糠手姫皇女、記不寶王、亦名糠代、比賣、らとむ、名義詳あらず ○田村皇女、續紀十八、小、選、御、大、納、言、藤、原、朝、臣、仲、麻、呂、田、村、第、續、後、紀、六、與、世、朝、臣、書、主、傳、小、子、孫、家、奈、良、京、田、村、里、と、あ、と、む、大、和、国、添、上、郡、の、地、名、ふ、て、彼、処、小、由、ら、る、御、名、あ、は、べ、し、田、村、と、賢、の、轉、じ、ら、る、り、將、寶、と、田、村、の、轉、じ、ら、る、り、考、べ、し、
京師も宮處も、白虎通、小、京、師、者、何、謂、也、十、里、之、邑、辨、也、京、大、也、師、衆、也、天、子、所、居、故、大、衆、言、之、○乙丑、二、月、壬辰朔、よ、推、ハ、三、月、十、一、日、○庚寅、六、日、
○和陀、發、鬼、繼、體、紀、小、和、多、費

遣吉士金子使於新羅吉士木蓮
於任那之事夏四月乙酉朔庚寅
建任那詔皇子與大臣曰莫懶懈
使進調多益恒歲天皇以新羅未
京師復命屯倉之事乙丑百濟遣
二月壬辰朔馬子宿禰大臣還于
子使於任那吉士譯語彥使於百
濟六月新羅遣使進調多益常例
并進多多羅須奈羅和陀發鬼四
邑之調是歲命卜者占海部王家
地與絲井王家地卜便襲吉遂營
宮於譯語田是謂幸玉宮冬十一
月皇后廣姬薨

智ふ作とら、任那の地あり ○海部王絲井王並世系詳あらず ○襲吉、字書、小、襲、因、也、禮、曲、禮、小、ト、筮、不、相、襲、云々 ○譯語、田、法、隆、寺、曼、陀、羅、銘、文、小、坐、乎、沙、多、宮、云々、式、小、大、和、国、城、上、郡、他、田、坐、天、照、御、魂、神、社、と、ら、る、地、小、て、他、田、を、平、佐、多、と、よ、め、る、こ、と、と、駿、河、国、有、度、郡、郷、名、小、見、也、た、と、○幸、玉、宮、と、美、稱、あり、大、和、志、小、幸、玉、宮、在、城、上、郡、大、田、村、○廣、姬、薨、諸、陵、式、小、息、長、墓、舒、明、天、皇、之、祖、母、名、曰、廣、姬、在、近、江、国、坂、田、郡、

戊子十日○菟道貝鮪皇女の更名ハ上小も云々如く甚混もしりれども誤たりと見ゆ記小静貝王亦名貝鮪王と見正て別小字邊王と申御名も見とた々菟道も例の乳母の姓ナ因とはり姓氏録小宇治宿禰見也たり貝鮪一名第姫貝と云北海産し大七八寸中ハ小鮪なりて殻外ハ足を出せるよし和漢三才図繪小妾記せるも通證引らるが如し此貝小由りて名づけたる小や○東宮職員令の義解ハ謂東宮者太子之所居也○聖德按小聖德てふ名も洋屠氏より作出て爰小書加たる小も所らじりる名ハ續後紀よて後小もおる見正初つとど紀例ハよらむ嫁於鹿戸皇子とこそるるべと理ふと又東宮の二字も後人の加たる著し

五年春三月巳卯朔戊子有司請立皇后詔立豐御食炊屋姫尊爲皇后是生二男五女其一曰菟道貝鮪皇女更名菟道磯是嫁於東宮聖德

竹田皇子式小大和国十市郡竹田神社神武紀小皇師立語之處是謂猛田云々姓ハ竹田臣なり○鷓鴣守皇女記ハ宇毛理王小作と久按小鷓鴣も大の借字小て守も大和志小高市郡小森村なりと此地小よりたる御名り猶更名を併見るべし○輕守皇女の輕も高市郡の地名小守も上小おあじ○尾張皇子姓小尾張宿禰なり○田眼皇女記小多米王小作より姓小多米宿禰なり○櫻井弓張皇女記小櫻井之玄王小作より玄も弦を略たりと見ゆとよむべし櫻井も姓小も地名小も見也たマ○日記

六年春二月甲辰朔詔置日祀部

其二曰竹田皇子其三曰小墾田皇女是嫁於彦人大兄皇子其四曰鷓鴣守皇女更名輕其五曰尾張皇子其六曰田眼皇女是嫁於息長足日廣額天皇其七曰櫻井弓張皇女

部もヒオキベ
とよむべし、姓

私部キサキベ夏五月癸酉朔丁丑遣テオホ大別

小日奉連コヒトホノミ連

王ト與ト小黒吉士コクロノキジシ宰ミ於百濟國ハクセ

是もヒオキ連
ふるべし、地名も、陸奥国行方郡筑後国三毛郡等、日置郷見て、和名抄、
比於木の訓注有り、其日、神を祭ると、義あるも、垂仁三十九年、紀の、日
置部も委注せり、○私部、和名抄丹波国何鹿郡、因幡国八上郡、肥後国飽田郡等
の郷名も、私部有りて、真名の訓注も有りぬ、○キサイベの旁訓有り、右部の
音便ありを知るべし、古今集、ともしめ、後宮をキサイノミヤと云るも、たあじ、
初后を私と書けるも、漢書張放傳、大官私官と有りて、私官、皇后之官と注し、
後漢書百官志、中宮私府令一人、とも見たり、然、皇后廣姫のため、部曲
を置給ふゆゑ、私部とも書り、此、姓氏録も、洩たなど、續紀八、私部首石
村、文德實録三、私部、繼成あど、云、人も見たり、○丁丑五日、○大別王詳あり、
む、次、難波、大別王とも見たり、是、老女君の御腹に生れ、難波皇子と混
ぜらる、王と皇孫とも、差別ありものぞ、○小黒吉士、姓氏録及史に洩たる姓
あり、地名も、京近側あり、聞えず、○原本百濟国、下、王人奉命爲使、三韓自稱
爲宰、言宰於韓、蓋古之典乎、如今言使也、餘皆倣此、大別王、未詳所出
也、と三十八字の細字有り、集解も私記、撰入として、削るるも從ふ

律師も、リシと
よむべし、古も

冬十一月、庚午朔、百濟國王、付還

リッシと、入聲
も、云、さし

使大別王等、獻經論若干卷、并律

あり、源氏夕霧
も、さしの山あ

師禪師比丘尼、咒禁師、造佛工、造

も、さして、里
いでじとちか

寺工六人、遂安置難波大別王寺

ひたる、同神も、故母御息所、御せうとの、さしの、ちも、さし、云々、釈氏要覽も、佛
言善解一字、名、律師、一字者、律字也、と有り、初我朝も、天武十三年、紀も、任僧正
僧都、律師、と、ちと、其人と見たり、續紀一、善性法師、爲律師、と有り
ぞ、と、めある、拾芥抄、綱所、部、律師四人、權と見たり、權とも、四員の外、不置、を
云、是も、僧官も、法橋上人位、不相當を、あらし、三代實録八、貞觀六年二月の詔
も、定、給へ、初、此、律師も、僧綱の、律師と、異ち、と、法橋上人位を、律師と、云、る
も、是より、出たり、○禪師も、字の、如く、見て、有り、釈氏要覽も、善性、意、天子、所
問、紀を、引て、天子、問、文珠、曰、何等、比丘、得名、禪師、文珠、曰、於、二、切、法、一、行、思量、所謂
不生、若、如是、知、得名、禪師、云々、上代、此、禪師を、撰て、十人、置、是、七十、禪師と、云、り、
其事、孝德、紀も、注、べし、○比丘尼、鬘、譯、名、義、集、善見、云、尼者、女也、文句、云、通、教、女

為尼、智論云、尼得無量律儀、故應次比兵、佛以儀法、不便、故在沙門、後○咒禁也、禁
厭を云、職員令典藥寮子、咒禁師二人、掌咒禁、○難波大別王寺也、何所本
らむ詳ふらぬ、若、大和国高市郡、のらむ、欽明紀、難波堀江と
り、彼処を併考ふべし、是も大別王の率來りし也、寺号、のらむ、負りむ

壬申五日○菟
道皇女也、上、不
菟道貝、皇女、

皇女、侍伊勢、祠、即、新、池邊、皇子、事

顯而解、

八年冬十月、新羅遣、柁、叱、政、奈末、

進調并送佛像、

九年夏六月、新羅遣、安、刀、奈末、失

消奈末、進調不納、以還之、

新羅我官家、
任那を滅し

先帝二十三年、
何の咎も聞、
大毛人、山海經、
身生毛、按、此、
今、の、蝦夷、
の、り、で、出、羽、陸、
奥、の、人、を、云、
○、徐、神、代、紀、
徐、口、女、神、武、紀、
不、爾、自、居、之、注、
不、爾、此、云、飲、例、
と、り、見、俗、不、卑、
め、て、已、と、云、
お、あ、じ、○、大、足、
彦、天、皇、も、景、行、
天、皇、を、申、○、懼、

也、
境、由、是、
也、
之、世、合、殺、者、
彼、前、例、
然、恐、懼、
漱、水、而、盟、
子、子、孫、孫、

也、
境、由、是、
也、
之、世、合、殺、者、
彼、前、例、
然、恐、懼、
漱、水、而、盟、
子、子、孫、孫、

也、
境、由、是、
也、
之、世、合、殺、者、
彼、前、例、
然、恐、懼、
漱、水、而、盟、
子、子、孫、孫、

也、
境、由、是、
也、
之、世、合、殺、者、
彼、前、例、
然、恐、懼、
漱、水、而、盟、
子、子、孫、孫、

也、
境、由、是、
也、
之、世、合、殺、者、
彼、前、例、
然、恐、懼、
漱、水、而、盟、
子、子、孫、孫、

也、
境、由、是、
也、
之、世、合、殺、者、
彼、前、例、
然、恐、懼、
漱、水、而、盟、
子、子、孫、孫、

然、字書不、懼、驚也、と注し、文選西都賦、西都賓懼然失容、原本懼不誤と、今集解不改、たろ不從ふ○泊瀬、大和国城上郡の地名○三諸岳と、三輪、大神の坐、山あり官家之国、下、原本、天国排開廣庭天皇、二十三年、任那為新羅所滅、故云新羅滅我内官家也、二十九字の細字あり、例

事奉天闕臣等若違盟者天地諸

神及天皇靈絶滅臣種一矣

十一年冬十月、新羅遣安刀奈末、

失消奈末、進調不納、以還之

十二年秋七月、丁酉朔詔曰、屬我

先考天皇之世、新羅滅内官家之

國、先考、天皇謀復任那、不果而崩

不成其志、是以朕當奉助神謀復

朕欲與其人相計、乃遣紀國造押

利斯登子、達率日羅、賢而有勇、故

興任那、今在百濟、火葦北國造、阿

肥後国葦北郡

見、景行紀、

本紀、不違分、国

造、纏向、日代、朝

吉備津彦命、兒、三井根子命、定賜国造○達率日羅、其父百濟、不、彼地、の婦人

命、五世孫、天道根命、定賜国造、倭姫世記、崇神天皇五十一年、紀、国造、檀原朝、神皇產靈

呂、進、良地、口、御、田、又、後、ふ、ぐり、續、紀、九、名、草、郡、大、領、外、從、八、位、上、紀、直、摩、祖、為、国

造、と、も、正、八、位、上、紀、直、豐、嶋、為、紀、伊、国、造、と、も、同、四、十、及、日、本、後、紀、十、二、等

不、也、紀、伊、国、造、見、と、なり、○吉備海部直、雄略紀、不、見、と、注、せ、り、眷、惜、原、本、奉、惜、不、誤、と、り、集、解、冬、十、月、紀、國、造、押、勝、等、還、自、百、濟、復、命、於、朝、曰、百、濟、國、主、眷、惜、日、羅

原本直字を脱
せし例を以て
補ふ○韓語を
批詞に記佐徹
久加良とも佐
比豆留夜辛と
も續云る是み
て即サヘツリ
と云轉字を書
り其も物へ
ふ語の分ぐこ
さぐ鳥の轉る
如しとあり○
以汝之根入我
根内も實み聞
ちりぬ語ふれ
ど隨後而入と
云を照らし思

不肯聽上、是歲復遣吉備海部直
羽嶋、召日羅於百濟、羽嶋既之百
濟、欲先私見日羅、獨自向家門底、
俄而有二家、裏來韓婦、用韓語、以
汝之根、入我根内、即入家去、羽嶋
便覺其意、隨後而入、於是日羅迎
來、把手、使坐於座、密告之曰、僕竊
聞之、百濟國主、奉疑天朝、奉遣臣
後、留而弗還、所以眷惜、不肯奉進

ふ不根とい行
方の意ふるべ
し○座を舊讀
シキ井とちと
と祝詞式不座摩乃御巫を井カス
リとよめり、座と居所あるべし
德爾、余怒、哥奴
知、三人の名、按
み此位署錯と
た、恩率參官
德率德爾云々
とら、
德爾、余怒、
の、名を掲げ頭
とせ、海も、日羅
を殺し、人を知
しめ、むため、
○次干德

宜宣、勅時、現嚴、猛色、催急、召焉、羽
嶋乃依其計、而召日羅、
於是百濟國主、怖畏天朝、不敢違
勅、奉遣以日羅、恩率德爾、余怒、哥
奴、知、參官、施師、德率、次干德、水手
等若干人、日羅等行到吉備、兒嶋、
屯倉、朝廷遣大伴、糠手、子連、而慰
勞焉、復遣大夫等、於難波館、使訪

名○兒嶋屯倉
と、欽明紀不見
とたり○難波
館續紀三ノ饗
新羅客于難波
館○歎恨原本
歎を難ふ誤と
也今一本ノ據
る○檜隈宮ハ
宣化天皇の御
世あり○刑部
勒部通證ハ、因
造兼帶刑部勒
部者也、と云、
○阿斗桑市推
古紀ハ、阿斗
河邊館とあり、
即大和国城下

日羅一是時日羅被レ甲乘レ馬、到ニ門底
下、乃進ニ廳前、進退跪拜、歎恨而曰、
於ニ檜隈、宮御寓天皇之世、我君大
伴、金村、大連、奉ニ爲ニ國家一使ニ於海表
火、葦北國、造、刑部勒部阿利斯登、
之子、臣達率日羅聞ニ天皇、召、恐畏
來朝、乃解ニ其、甲奉ニ於天皇、乃營ニ館
於阿斗、桑市、使レ住ニ日羅、供給隨欲
復遣ニ阿倍、目、臣、物部、贄子、連、大伴、

郡ハ、志ノ同
郡阿刀村あり
○桑市ハ、次ハ
連、舊事紀ハ、物
臣連二造ハ、大
臣大連、伴造、因
造を云、雄略紀
ハ、臣連、伴造、因
造、孝徳紀ハ、百
伴造等ともハ
伴造也、諸寮
諸司を惣、たる
ガ如シ、原本細
字ハ、二造者、因
造、伴造也、とハ
る也、後人の加
たれ、削る○
足食足兵論語

糠手子、連、而問ニ國ノ政、於日羅、
日羅對言、天皇所、以治天下、政、要
須護養黎民、何遽興兵、翻將失滅、
故今令議者、仕奉朝列、臣連二造、
下及ニ百姓、悉皆饒富、令無所乏、如
此三年、足食足兵、以悦使民、不憚
水火、同恤ニ國難、然後多造船舶、每
津列置、使觀ニ客人、令生ニ恐懼、爾乃

不足食足兵使
民信之○不憚
水火万葉四不
事之有者火尔
毛水尔毛吾莫
七国史記孫子
傳不王所欲用之雖赴水火猶可也○太佐平也百濟官十六等の中不佐平ハ第
一等不當マ同官五人の中執政の臣を云む大ノ字を加たり○問罪此事前件
不洩たマ次條を思ふ不百濟の
不庭を懐りる推て知るべし

以能使使於百濟召其國王若不
來者召其太佐平王子等來即自
然心生欽伏一後應問罪
又奏言百濟人謀言有船三百欲
請筑紫若其實請宜陽賜予然則
百濟欲新造國必先以女人小子
載船而至國家望於此時壹岐對

奏へよふ却
て已百濟の
密事を奏せる
を見よふと
む百濟を陽ふ皇國不仕奉ると見せて内ハ賊意を包つる其心惡うらむや
○船三百も一艘百人を乗せて三万の兵あり○欲請筑紫と云其ことを巧
つ休らも○新造國も我筑紫を附庸として土人を渡し土著せしめむとあり
○壘塞天智紀ふた壘の一字をよめマ和名抄ふ塞險惡之處所以隔内外也和
名曾古と注せり万葉二不四我良美渡之塞益者とらる如く敵の
來るを塞止る所ふとぞ塞所の轉ふはべし以上日羅ダ語あり
罷國時下原本
細字ハ舊本以
恩率為一人以
參官為一人也
とらるを集解
ハ私記攬入と
して削せらふ
從ふ○教日羅

馬多置伏兵候至而殺莫翻被詐
每於要害之所堅築壘塞矣
於是恩率參官臨罷國時竊語德
爾等言計吾過築紫許汝等偷殺
日羅者吾具白王當賜高爵身及
妻子垂榮於後德余余奴皆聽計

て密奏を惡く
てあり ○血鹿
天武紀小一子
流血鹿嶋續紀
十三小捕獲賊
廣嗣於肥前國
松浦郡值嘉嶋
三代實録廿八
小合肥前國松
浦郡庇羅值嘉
兩郡更建二郡
號上近下近肥
前風土記松浦
郡條小在志武

焉、參官等、遂發途於血鹿、於是日
羅自桑市村、遷難波館、德爾等晝
夜相計、將欲殺時、日羅身光、有如
火焰、由是德爾等恐而不殺、遂於
十二月晦、候失光、殺日羅、更蘇生
曰、此是我駈使如等所為、非新羅
也、言畢而死

之行宮、御覽西海第一嶋名小近、第二嶋名大近、云々、勅云此嶋雖遠、猶見如近、可
謂近嶋、因曰值嘉嶋 ○身光云々、是也、甚つふかしを傳ふて、身より光の出、又夫
ひふと惣て信がとし、按小日羅が非凡あるを、彼文珠と云、ぬるもの、化身
のやう思ひとりて、撰者の私小作記せはふるべし、故攝津志にも僧日羅と記

し、何くと小も、ややく云るを見たり ○蘇生、新撰字鏡、蘇、与、跡、還、元輔集、小、
わくらを小、いきても見ゆる物あり、よみかへるとして、猶やうとまむ、是を伊
弉冊尊、出雲國夜見、小て崩し、頓鉢て其夫、神、言問、坐しよて起、たる語あり
○非新羅、是、小て前件のこと、小も顯、た、新羅、出、公、小罪を得、た、を、彼、
仇ありとて、殺、べ、理、ある、小、非新羅、と、る、を、見、て、百濟、の、姦謀、隠、し、が、た、き、を
や ○言畢而死、下、原本、細字、小、属、是、時、有、新羅、使、故、云、爾、也、と、記、せ、て、後、人、の、加、た
と、を、削、去、つ ○
小郡、孝德、紀、小、
壞、小郡、營、宮、天
皇、處、小郡、宮、と

天皇、詔、贄、子、大連、糠、手、子、連、令、收、
葬、於、小郡、西、畔、丘、前、以、其、妻、子、水
手、等、居、于、石、川、於、是、大、伴、糠、手、子、
連、議、曰、聚、居、一、處、恐、生、其、變、乃、以、
妻子、居、于、石、川、百濟、村、水、手、等、居、
于、石、川、大、伴、村、收、縛、德、爾、等、置、於

○其邊を、
小郡と記し、市
下百濟阿田村遣數大夫推問其事

村氏の邸内、日羅の古墳ありと云、初此小郡をむ、チガタとよむべきこと、
孝徳紀二十二年、大郡の標注、小記しつ、○其妻子と、日羅が百濟より率來りし
を云、○石川、河内国、錦部郡、郷名百濟とあり、按、石川錦部も、境を接れども、上
代百濟も石川郡に属し、百濟人の居りしゆ、地名不呼ぶせり、○大伴村、
河内志石川郡、北大支南大友の二村あり、○阿田村考えず、○數大夫も、刑部
の官人を云、公式令、司及中国以下、五位、稱大夫、とあり、上代も推並て、尊
稱、と聞ゆ、猶天武紀、宮内官大夫、持統紀、班田大夫、と有、を参考もべし
○獄、和名抄
云、此度夜と注
せ、即人屋み
て、人を籠む
屋と云、意

由是下獄復命於朝庭乃遣使於
葦北悉召日羅眷屬賜德爾等任

情決罪是時葦北君等受而皆殺
投弥賣嶋日羅移葬於葦北於後

海畔者言恩率之船被風没海參
官之船漂泊津嶋乃始得歸

十三年春二月癸巳朔庚子遣難
波吉士木蓮子使於新羅遂之任

那秋九月從百濟來鹿深臣有彌
勒石像一軀佐伯連有佛像一軀

是歲蘇我馬子宿禰請其佛像二

弥賣嶋の弥、
必誤とるあり
む、難波古岡、
比賣嶋、原、
本細字、弥賣
嶋、蓋、姫嶋也、
り、て、削る、媛
嶋、安閑紀、
注しつ、○津嶋
、對馬あり、○
庚子八日、○木
蓮子、安閑紀
、注せ、○鹿
深臣、此、姓、氏、
録、を、け、じ、め、書、
、小、見、色、を、和、名

抄河内国讚良郡名甲可と 軀乃遣鞍部村主司馬達等池邊
出たるり、細字 直氷田使於四方訪覓修行者

○彌勒、翻譯名義集云、西域記云、梅哩麗耶、唐云慈氏、即姓也、舊曰彌勒訛也、阿逸多、字也、南天竺婆羅門子、淨名、疏云、有言、從姓立名、今謂、非姓、恐是名也、何者、彌勒此翻慈氏、過去為王、名曩摩流支、慈育國人、自爾至今、常名慈氏、姓阿逸多、此云無能勝、有言、阿逸多、是名、既、不親、見正文、未可定執、○鞍部村主、姓氏錄云、洩たて、用明紀云、鞍部、多須奈と云、人見、正、此司馬達等の子ありむ、推古紀云、鞍部、德積と云、人見、何とも韓種あり、猶雄略紀云、鞍部、堅貴と云、人見、正、彼地、注せり、河内志云、澁川郡鞍部作村なり、此氏人の住し地あるべし、○司馬達等、舊姓司馬と云、る、次、達等とのみ、るを思へ、○池邊直也、姓氏錄云、阿智王之後也、と、り、池邊、大和国十市郡の地名あり、と、用明天皇の宮都、池邊雙槻宮、注、べし、○僧、按、胡佛渡、來て、今年、不至、三十三年、及べし、と、未、我國、僧とあり、し、もの、を聞、り、す、此、見、正、なる、僧、韓人、より、皇国、僧、て、ふ、もの、を聞、たる、始、あり、元來、外夷、のもの、あり、と、是、不當、る、本訓、あり、字音、を以、

て僧と呼び、紀中或はホツシとよめど、是亦法師の字音あり、又パウズと云、るも、坊主あり、齋宮式等、髪長と稱る、ハ、梨の無、通ふを思て、有實と云、る例、之、事物紀原云、後漢明帝遣蔡愔等、往天竺訪僧、法、於彼見摩騰、乃、要、還漢地、此中国有僧之始也、と、り、支那國の僧の始、あり

○度々渡ふ、佛、あじり、れむ、佛、道、度、義、あり、○尼、と、釈、紀、云、私、記、曰、阿、魔、者、梵、語、也、と、り、翻譯、名、義、集、云、阿、摩、此、云、女、母、又、同、書、比、丘、尼、條、云、善、見、云、尼、者、女、也、文、句、云、通、稱、女、為、尼、と、り、東、鑑、

於是唯於墻磨國得僧還俗者一名
高麗惠便大臣乃以為師令度司
馬達等女嶋曰善信尼一年十歲又度
善信尼弟子二人其一漢人夜菩
之女豐女名曰禪藏尼其二錦織
壺之女石女名曰惠善尼

治承五年、閏二月、條云、今日者、尼號摩摩と云、阿摩の轉あり、切中むりし迄、尼云、ザンギリの狀ありりむ、源氏若葉云、尼を云、るると、ほものほど、髪のうちくし、けみ、ぎ、ぐとたる云々、抄云、昔そたとも尼とて、髪の手をそぎて、皆そるととあしと注せり、齋宮式云、尼云、女髮長と云、り、僧不對たり、○漢人、字の如し、當時歸化の人あり、○錦織姓、壺へ名あり

馬子、例云、りむ、宿禰の二字、り、べきあり

○屈請、通證云、伊那勢、謂辭與、諾也、猶今云、是非共也、と云、○齊云、齋云、必、論語云、齋、必有明衣、布、齋、宮式云、齋、齋、膳、内、宮、儀、式、帳

營佛、殿、於、宅、東、方、安、置、彌、勒、石、像、

屈請、三、尼、大、會、設、齋、此、時、達、等、得、

佛、舍、利、於、齋、食、上、以、舍、利、獻、於、馬、

子、宿、禰、

小、齋、食、半、片、食、止、云、和、玉、篇、古、玉、篇、等、云、齋、を、ト、キ、と、注、し、後、撰、集、云、亭、子、院、云、ま、あ、り、あ、ら、ひ、り、る、云、御、と、云、の、お、ろ、し、た、す、と、せ、たり、相、摸、集、云、精、進、の、ほ、ど、ハ、と、云、の、い、ふ、こ、と、を、ぞ、せ、し、古、今、著、開、集、十、六、云、酒、を、を、め、り、と、む、斷、酒、の、よ、し、を、い、ひ、て、の、ほ、ど、り、む、と、破、子、を、一、合、ら、へ、り、れ、む、今、日、も、齋、お、て、ら、る、よ、し、を、い、ひ、て、く、も、ず、云、々、和、訓、集、云、齋、云、時、非、る、食、を、戒、む、る、を、も、て、い、へ、ま、と、云、云、其、も、い、り、ふ、は、と、設、齋、と、よ、む、べ、し、○佛、舍、利、翻、譯、名、義、集、云、舍、利、新、云、室、利、羅、或、設、利、羅、此、云、骨、身、又、云、靈、骨、即、所、遺、骨、分、通、名、舍、利、云、々、若、佛、舍、利、推、擊、不、破、第、子、舍、利、推、試、即、碎、と、云、る、よ、り、爰、の、虛、傳、を、バ、作、出、た、る、あ、ら、は、し、是、も、淋、病、の、人、小、石、塊、を、生、じ、病、牛、小、牛、黃、を、生、じ、病、犬、小、狗、寶、を、生、む、は、如、く、惣、て、病、云、因、て、生、む、は、と、の、な、れ、む、舍、利、と、も、石、塊、あ、り、と、云、は、べ、し、其、が、飯、上、に、在、と、云、る、ハ、人、を、愚、弄、し、た、る、妄、誕、聞、も、い、ま、く、し、撰、者、深、く、佛、小、滋、路、へ、佛、小、關、る、こ、と、を、ぞ、い、り、ふ、虚、偽、を、も、撰、て、棄、れ、む、ざ、り、し、を、や、因、云、桂、林、漫、錄、云、佛、氏、ノ、舍、利、ト、稱、ス、ル、モ、人、皆、小、珠、ナ、リ、按、ニ、儒、家、ノ、葬、禮、ニ、含、珠、アリ、僧、徒、是、ヨ、リ、思、ヒ、ツ、キ、潛、ニ、死、者、ノ、口、中、ニ、小、珠、ヲ、含、マ、シ、メ、茶、壺、ノ、後、指、テ、以、テ、舍、利、ト、為、ナ、ル、可、シ、と、云、云、是、亦、棄、が、た、く、一、説、不、備、ふ、べ、し、○鐵、質、の、質、を、ア、テ、と、よ、馬、子、宿、禰、試、以、舍、利、置、鐵、質、中、振、鐵、錘、打、其、質、與、錘、悉、被、摧、壞、而、舍

めらる、雄略紀
 小注せり○舍利
 利不可摧毀、平
 氏太子傳、齋
 食之上得舍利
 一枚、大如胡麻
 其色紅白、紫光
 四周、浮水不沉
 云々、惣て舍利
 不徳を付たり
 虚傳あり、北史九十七、疏勒国、條、送、釈迦牟尼佛、袈裟、一、長、二丈餘、云々、置、於、猛
 火之上、經、日、不、然、と、り、る、ふ、お、お、じ、虚、談、○所、願、浮、沈、於、水、あ、と、論、ふ、ふ、足、ら、ぬ、妄
 誕、の、み、往、年、川、津、氏、西、洋、に、使、し、て、途、南、天竺、七、イ、ロ、ン、に、立、寄、り、釈、迦、の、舊、地、を
 尋、ぬ、靈、鷲、山、よ、り、雨、に、流、落、た、る、奇、石、數、顆、を、撫、取、り、歸、來、て、年、治、も、分、た、り、其
 石、の、即、世、に、云、舍利あり、然、バ、舍利と云、ハ、う、る、石、を、云、中、ふ、ハ、石、淋、病、の、石、塊
 も、雜、ら、び、誤、る、べ、う、ら、び、然、汚、し、さ、を、の、をも、骨、身、ふ、ど、云、て、人、の、愛、た、ふ、と、め
 る、神、も、答、め、給、え、り、と、見、て、西、宮、記、延、長、三、年、九、月、臨、時、御、願、條、扶、桑、略、記、
 長、曆、二、年、六、月、永、承、四、年、十、二、月、延、久、二、年、十、一、月、諸、社、奉、幣、の、條、々、々、佛、舍、利、を

利不可摧毀、又投舍利於水、舍利
 隨心所願、浮沉於水、由是馬子宿
 禰池邊、氷田司馬達等、保信佛法
 修行不懈、馬子宿禰亦於石川宅
 脩治佛殿、佛法之初、自茲而作

奉てし、大とを記せり、たもは神慮を其時世の人心に、隨ひ給へるとも、云、る、も
 のりら、甚もあ、しく、畏き業あらざや、酉陽雜俎、東、迦、畢、誠、國、有、卒、堵、波、舍、利
 常見、と、り、は、も、右、に、云、る、白、石、み、れ、を、希、しく、書、り、は、ら、を、お、お、じ、と、り、○石
 川、宅、大、和、志、に、高、市、郡、石、川、村、廢、精、舎、今、有、本、明、寺、及、石、浮、屠、高、文、許、云、々
 壬寅十五日○
 大野丘、大和志
 不、廢、大、野、丘、塔、
 在、高、市、郡、和、田
 村、礎、石、猶、存、と
 り、塔、を、タ、フ
 と、字、音、の、み、
 讀、習、て、和、名、抄
 ふ、も、訓、を、闕、く、を、倭、姫、世、記、に、塔、乎、阿、良、々、支、止、云、と、り、り、是、を、和、名、抄、に、蘭、葛、と
 よ、み、て、谷、川、氏、が、蘭、葱、を、い、ふ、と、云、る、彼、葱、臺、の、九、輪、に、似、れ、る、ゆ、に、然、稱、る、り、○
 藏、塔、柱、頭、平、氏、太、子、傳、に、太、子、臨、而、禮、拜、謂、大
 臣、曰、是、謂、真、形、骨、舍、利、大、臣、設、會、安、塔、心、柱、下、
 辛亥北四日○
 佛神とらじ、
 辛亥、蘇我、大臣、患、疾、問、於、卜、者、卜

十四年春二月、戊子朔、壬寅、蘇我、
 大臣、馬子、宿禰、起、塔、於、大野丘、北、
 大會、設、齋、即、以、達、等、所、獲、舍、利、藏、
 塔、柱、頭

神を尊みて加
たるのみ、欽明
紀ふも、佛を蕃
神とさへ云、り
○父神とい、父
稻目が崇めし
佛を云、但此文
曖昧にして事
理徹らず、平氏
太子傳ふ、大臣
有疾、上崇、父時
所祭神之祟、即
以狀奏聞、と云、
此方實不近し、
其を欽明十三年
十月、條を見るべし、○礼拜石像も、去年二月鹿深、臣が、持歸たるを、崇、於父時云
云、祭祠父、神おど云、る父も、此石佛、先キ、先帝三十一年、不覺たて、然首尾の
應もぬ、ことを云、るも、虚を作て、佛、媚つは、故あり、○疫疾、と、疱瘡、おは、と、と、欽
明紀、云、る、ら
如し、○勝海大
夫も、鎌子の子
あり、べし

者對言、崇於父、時所祭佛神之心、
也、大臣即遣子弟、奏其占狀、詔曰、
宜依卜者之言、祭祠父神、大臣奉
詔、禮拜石像、乞延壽命、是時國行
疫疾、民死者衆

三月丁巳、朔、物部弓削守屋大連、
與中臣勝海大夫、奏曰、何故不肯

丙戌三十日

難波堀江、欽明
紀、注せ、○
無雲、風雨、唐書
五行志、云、無雲
而雨、占、曰、無雲
而雨、是謂天泣
○雨衣、和名抄
云、雨衣、阿萬岐

用臣言、自考天皇及於陛下、疫疾
流行、國民可絶、豈非專由蕪我臣
之興行佛法歟、詔曰、灼然、宜斷佛
法、丙戌、物部弓削守屋大連、自詣
於寺、踞坐、胡床、斫倒其塔、縱火、燔
之、并燒佛像、與佛殿、既而取所燒
餘佛像、令棄難波堀江、是日無雲
風雨、大連被雨衣、訶責馬子、宿禰
與從行法侶、令生毀辱之心、乃遣

沼、今案一云油衣、奥儀抄、み
の志ろ、ち、後、も
と、取物の具
み、る、あ、は、き
ぬ、を、い、ふ、み、や
云々、○御室、も
刑部の官人、ふ
る、情、し、○三衣
も、親氏要覽、も、
三衣、蓋、法衣有、三、一、僧伽黎即大衣也、二、鬱多羅即七條也、三、安陀會即五條也、云々、○海石榴市、武烈紀、不見、を、た、て、○楚捷、も、尻方打、あり、楚、も、荆、ふ、て、小木、を、云、
後漢書、曹世叔、妻、傳、も、楚捷、既、行
○亭、も、馬屋、立、ふ、て、驛、も、お、お、じ
坂田、耳子、王、欽
明紀、も、坂田、耳
子、郎、君、も、作、と
父、祖、詳、あり

佐伯造御室更ノ名、於喚馬子宿禰、
所供善信等尼、由是馬子宿禰、不
敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等、付於
御室、有司便奪尼等三衣、禁錮楚捷、
捷海石榴市亭、
天皇思建任那、差坂田耳子、王爲
使屬此之時、天皇與大連、卒患於

疾、○患於瘡、も、
欽明紀、も、疫氣
も、作、て、上、も、疫
疾、も、作、と、り、何
と、も、疫瘡、も、て、
瘡、瘡、も、と、し、こ
と、上、も、論、も、按
も、佛、法、皇、國、も、
渡、ら、ざ、ら、ま、し、
り、む、世、も、か、
病、も、遭、ふ、も
の、り、る、ま、じ、く、

瘡、故不果遣、詔橘豐日皇子曰、不
可違背考、天皇勅、可勤修乎任那、
之政也、又發瘡死者、充盈於國、其
患瘡者、言身如被燒、被打、被摧、啼
泣、而死、老少竊相謂曰、是燒佛像
之罪矣、
返々も、佛も、國家の盡毒、あらじやと、○燒佛像之罪と、大失、た、る、謂、あらむや、
抑瘡瘡も、佛の持來、たる、土實、ふ、て、其病の流行、も、佛を惡、こ、ゆ、ふ、國神の御怒、よ
て起、と、む、佛を燒、の罪、み、ら、ら、で、佛を滅、さ、は、罪、あり、と、ま、る、べ、し、ま、り、る、み、古
も、今、も、思、ひ、誤、は、愚、人、ら、の、妄、誕、也、論、ふ、み、足、ら、ず、此、紀、を、撰、み、ゆ、ふ、親、王、の、か
か、は、妄、説、を、記、せ、ふ、と、や、い、ふ、り、し、れ、上、
も、佛、不、淫、情、い、し、と、云、る、を、考、併、て、よ

三寶也、推古紀
佛僧と記
○頂禮字
の如く、佛經中
み、去むく見
きたマ○精舎
後漢書劉叔傳
小、隱居立精舎
釋氏要覽、息
心所棲曰精舎
○大三輪逆君
も、次小三輪君
逆小作らり、此
人のこと、用明
紀小見、去たマ
○中臣磐余連
詳あらず、恐、勝海大夫の兄弟○滅佛法、按、此時馬子の逆賊、行らざらましか
む、か、る佛毒を、世に遺らざらましかしと、此件を見る毎小胸打塞マ切齒せざマ

夏六月、馬子宿禰奏曰、臣之疾病
至、今未愈、不蒙三寶之力、難可救
治、於是詔馬子宿禰曰、汝可獨行
佛法、宜斷餘人、乃以三尼還付馬
子宿禰、馬子宿禰受而歡悅、嘆未
曾有頂禮三尼、新營精舎、迎入供
養、或本云、物部弓削守屋大連、大
三輪逆君、中臣磐余連、俱謀滅
佛法、欲燒寺塔、并棄佛
像、馬子宿禰諍而不從

し、おとあし、抑古より佛を惡み、其害を避むと謀りしも少り、續紀三十七
延曆二年の詔、京畿定額諸寺、其數有限、私自營作、先既立制、比來所司寬縱、曾
不糾察、如經年代、無地不寺、宜嚴加禁斷、自今以後、私立道場、及將田宅園地、捨施
並賣易、與寺主典已上、解却見任、自餘、不論陸贖、決杖八十、官司知而不禁者、亦與
同罪、同三十八、延曆四年の詔、出家之人、本行、道今見、衆僧多、非法、或私定
檀越、出入、閭巷、或誣稱佛驗、誣誤愚民、非唯比丘之不、慎、教律、抑是所司之不、勤、捉
搦也、不加嚴禁、何整、繼徒云々、本朝文粹、善相公意見中、欽明天皇之代、佛法初
傳、本朝、推古天皇以後、此教盛行、上自群公卿士、下至諸國黎民、无建寺塔者、不列
人數、故、傾、盡、資、産、興、造、浮、圖、競、捨、田、園、以、為、佛、地、多、買、良、人、以、為、寺、奴、降、及、天、平、弥
以、尊、重、遂、傾、田、園、多、建、大、寺、其、堂、宇、之、崇、佛、像、之、大、工、巧、之、妙、莊、嚴、之、奇、有、如、鬼、神
之、制、似、非、人、力、爲、云々、扶桑略記、昌泰四年二月、條、勅、應、禁、私、修、壇、法、事、立、制、之
後、久、歷、年、代、人、忘、符、旨、動、好、修、法、佛、教、澆、薄、職、此、之、由、宜、重、仰、所、司、諸、國、其、諸、尊、及
聖、天、諸、天、等、壇、法、皆、悉、禁、斷、勿、令、私、修、若、有、輒、修、為、他、被、告、者、即、科、重、罪、以、懲、將、來、
此、房、及、吏、民、知、而、不、言、者、亦、處、嚴、法、曾、不、寬、宥、と、り、後、世、と、云、ども、平、右、府、源、烈
公、の、如、ハ、物、中、二、公、の、遺、風、を、し、り、ど、果、さ、マ、マ、し、と、末、代、の、遺、憾、あり、支、那、國
ふ、も、似、れ、た、事、と、り、因、小、云、べ、し、南、史、齊、紀、小、自、今、公、私、皆、不、得、出、家、為、道、及、起、
立、塔、寺、以、宅、為、精、舎、並、嚴、斷、之、同、郭、祖、深、傳、小、恐、方、來、處、々、成、寺、家、々、剃、髮、尺、土、一、
人、非、復、國、有、と、云、北、史、武、帝、紀、小、詔、諸、州、坑、沙、門、毀、諸、佛、像、と、り、を、同、周、小、至、て、

本不復セマ、深書范、續傳、浮屠害政、桑門蠹俗、云、唐書柳公綽傳、廢浮屠盡、壞銅象為錢、同崔胤傳、毀浮屠取銅鐵為兵器、同武宗紀、大毀佛寺、復僧尼為民、五代史梁紀、禁私度僧尼、同周紀、大毀佛寺、禁民親無侍養而為僧尼、及私自度者、東都事略、乾德五年春、禁民以鐵鑄佛像及浮圖、多者多、今其至要者、摘て記しつ、むりしより、皇國も支那も、佛を信ぜはとの多、未れど、又破佛のも、のも少、りらず、年治世、みあ、後ありとも、一度佛の邪毒を掃ひ、清々しく世をさよめむと、
秋八月、乙酉朔、己亥、天皇病彌留、
崩于大殿、是時起殯宮於廣瀨、馬子、宿禰、大臣佩刀而誅、物部弓削、守屋、大連、听然而咲曰、如中獵箭、之雀鳥焉、次弓削、守屋、大連、手脚、揺震而誅、馬子、宿禰、大臣咲曰、可

志乃比已止乃、書、勅、天、在、之、子、孫、乃、淨、久、明、使、心、半、以、天、云、云、猶、推、古、紀、及、續、紀、三、十、六、等、小、例、あ、ま、ど、略、隋、書、禮、儀、志、不、武、帝、の、死、た、る、時、の、こ、と、を、云、と、て、以、此、時、乃、讀、哀、策、と、り、々、即、誅、あり、○中獵箭、之、雀、鳥、の、獵、箭、を、射、る、矢、あり、笑、た、る、意、を、紀、不、兼、方、案、之、大、臣、佩、刀、大、而、不、相、應、之、喻、也、と、云、ら、げ、如、し、○推震而誅、下、原、本、不、揺、震、戰、慄、也、と、云、細、字、の、マ、例、ふ、よ、り、て、削、る、○可懸鈴、も、手、脚、の、震、バ、鈴、を、懸、て、鳴、ら、と、あり、○穴穂部皇、子、を、天、皇、の、御、異、母、弟、あり、○發憤、大、和、物、語、ふ、い、り、あ、れ、と、マ、り、り、マ、り、む、む、つ、り、マ、て、親、を、ら、か、ら、の、い、ふ、ま、と、も、さ、り、で、云、々、源、氏、少、女、ふ、よ、ろ、づ、を、あ、は、し、む、つ、り、り、云、々、俗、小、兒、の、ま、り、ふ、く、泣、を、云、
○生王を、穴穂部皇子、ま、づ、り、を、云、

懸鈴矣、由是二臣微生怨恨、三輪君逆、使隼人一相距於殯庭、穴穂部皇子欲取天下、發憤稱曰、何故事死王之庭、弗事生王之所也

原本卷首小、日本書紀卷第二

用明天皇

十一とあり○橘豊日天皇法

橘豊日天皇

王帝説小、多至波奈等已比乃

橘豊日天皇天國排開廣庭天皇

彌已等小作、已字をヨとよ

第四子也、母曰堅塩媛天皇信佛

ひへき音注の

法尊神道十四年秋八月淳中倉

高市郡の地名

太珠敷天皇崩

ふて豊日へ称

名あり、此天皇を後小用明と謚奉り、○堅塩媛ハ蘇我稻目の女あり、○神道

も唯神と申、ことを佛法小對て假小神道と云、又續後紀三代實録等小、あは

大道と云、むが如し、支那書不見たる、神道と理屈以作たると別あり

戊午五日○都原本館小誤と

九月甲寅朔戊午天皇即天皇位

又今舊事紀小、大和国十市郡

都於磐余一名曰池邊雙槻宮、以蘇

あり○池邊雙

我馬子宿禰爲大臣、物部弓削守

槻宮、法王帝説

屋連爲大連、並如故、壬申詔曰云

官小作とり、履

云、以酢香手姫皇女、拜伊勢神宮

中紀小、作磐余

奉日神祀、是皇女、自此天皇時、逮

池の邊あり、此

日神祀、自退葛城而薨、見炊屋姫

し、雙槻を恐へ

地名あり、で、天皇紀、或本云、三十七年、間奉日

槻樹の並立て

神祀、自退而薨

る所あり、退

此地を大和志、在十市郡安部長門邑と記せ、○壬申十九日、○云々、是を宣

神祀を、原本神、字重とて、類聚国史、小元、小從と

穴穂部間人皇女、法王帝説、穴を孔、小作とて、欽明天皇の御女あり、○廐戸皇子、名義推古紀、小見、正、古、○耳聰聖徳の耳聰字の如し、推古紀、小、聞、十人、詠、以、勿、失、と、ら、る、を、應、し、見、は、べ、し、次、の、豐、聰、耳、も、お、あ、じ、猶、神、代、紀、實、狭、之、ハ、箇、耳、

元年春正月、壬子朔、立穴穂部間人皇女、爲皇后、是生四男、其一曰廐戸皇子、更名耳聰、聖徳、或名豐、此之皇子、初居上宮、後移班鳩於豐御食炊屋姫天皇、世位居東宮、摠攝萬機、行天皇事、語見豐御食炊屋姫天皇、紀其二曰來目皇子、其三曰殖粟皇子、其四曰茨田

皇子

小注せて、聖徳と云ふと、敏達紀、小東宮聖徳と、り、小注しつ、○法大王の法も、佛法の法あり、存在の時よ、彼聖徳とふ名も、准、知、る、べ、し、○上宮、大和志、高市郡、上宮寺、在上居村、○班鳩、大和志、平群郡の地名、○來目皇子、和名抄、大和国高市郡、郷名久米、とら、り、此、地、小、由、り、は、御、名、○殖粟皇子、廐戸皇子の子、小、同、名、り、て、式、小、大和国城上郡、殖粟神社、姓氏録、小、殖粟、連、り、て、○茨田皇子、和名抄、河内国、の、郡、名、又、姓、小、茨田、連、り、て、以上、二皇子、小、蘇我、氏、の、た、め、小、害、せ、ら、れ、た、て、

石寸名、法王帝説、小、伊志吉那郎女、小、作、り、○嬪、小、後宮職員、令、妃夫人の次、小、嬪、四員、の、ア、て、從、五、位、上、と、記、せ、て、訓、え

立蘇我大臣稻目宿禰女、石寸名爲嬪、是生田目皇子、更、名、豐、葛城直磐村女、廣子生一男、一女、男曰麻呂子、皇子、此當麻公之先也、女

妃小おあじ ○
田目皇子、記不
多米王、小作と
て、姓不多米連

曰、酢香手姫、皇女、歷三代、以奉二日、
神

○磐村を、イハレとよみたる人なりと、記及式本、石、亦も、此紀、小磐、余と
書れば、例、本、記、を、や、○廣子、法王帝、説、小、姓、を、脱、し、比、里、古、女、子、伊、比、古、郎、女、小、作
て、記、小、當、麻、之、倉、之、首、比、呂、之、女、飯、女、之、子、小、作、と、し、其、甚、は、き、ら、し、し、と、傳、あり
○麻呂子皇子、法王帝、説、小、乎、麻呂古王、小、作、と、記、小、當、麻、王、小、作、と、記、○當、麻、公
も、大、和、国、葛、下、郡、の、郷、名、より、出、た、ら、姓、不、て、姓、氏、録、小、當、麻、眞、人、用、明、皇、子、麻、呂
古、王、之、後、也、と、り、て、天、武、十、三、年、紀、小、當、麻、公、賜、姓、曰、眞、人、○酢、香、手、姫、皇、女、法、王
帝、説、小、須、加、氏、古、女、王、小、作、と、記、小、須、賀、志、呂、古、郎、女、小、作、と、記、太、子、傳、曆、小、菅、手、女
王、小、作、と、り、香、し、濁、音、小、よ、む、べ、し、名、義、も、ち、ら、ず、○歷、三、代、も、此、御、代、よ、り、推、古
天皇、ま、て、あり、
○欲、奸、是、も、甚、
疑、し、し、き、傳、ふ
ら、も、や、假、令、其
意、り、と、も、未
然、不、し、て、逆、が
夏、五、月、穴、穗、部、皇、子、欲、奸、炊、屋、姫、
皇、后、而、自、強、入、於、殯、宮、寵、臣、三、輪、
君、逆、乃、喚、兵、衛、重、璣、宮、門、拒、而、勿、

門を閉て、拒む
べき所、謂、ふ、し、
按、小、逆、を、馬、子
が、黨、小、し、て、穴
穗、部、皇、子、も、物
部、大、連、小、與、し
沿、へ、ま、む、大、連
の、惡、ま、し、き、所
よ、り、皇、子、小、上
蒸、の、罪、を、偽、負、
た、る、小、や、○寵
臣、も、先、帝、の、小
臣、○兵、衛、も、職
員、令、小、左、右、兵
衛、府、小、兵、衛、八
百、人、と、り、敏
達、紀、小、も、三、輪
君、逆、使、車、人、相

入、穴、穗、部、皇、子、問、曰、何、人、在、此、兵
衛、答、曰、三、輪、君、逆、在、焉、七、呼、開、門、
遂、不、聽、入、於、是、穴、穗、部、皇、子、謂、大
臣、與、大、連、曰、逆、頻、無、禮、矣、於、殯、庭、
誅、曰、不、荒、朝、庭、淨、如、鏡、面、臣、治、平
奉、仕、即、是、無、禮、方、今、天、皇、子、弟、多
在、兩、大、臣、侍、誰、得、恣、情、專、言、奉、仕、
又、余、觀、殯、内、拒、不、聽、入、自、呼、開、門、
七、廻、不、應、願、欲、斬、之、兩、大、臣、曰、隨

拒於殯延しつ
準人司も衛
門府の被官ふ
○隱後宮、原
本細字、謂炊
屋姫、皇后之別
業、是名海石、榴
市宮の十六字
も、後人の所為
不めしむ削る
是も逆が後宮
み私るるを忌
て、別業とも記
せ、素より別
業あらむふも、
唯後宮とのみ
て書、まじきを
や、又海石榴市

命於是、穴穂部皇子、陰謀王天下
之事、而口詐在於殺逆君、遂與物
部、守屋、大連、率兵圍繞磐余池邊、
逆君知レ之、隱於三諸之岳、是日、夜
半、潛自山出、隱後宮、逆之同姓、白
堤與横山、言逆君在處、穴穂部皇
子、即遣守屋、大連、或本云、穴穂部
皇子、與泊瀬部
皇子、相計而曰、汝應往討逆君、并
遣守屋、大連、或本云、穴穂部
皇子、與泊瀬部
二子、大連、遂率兵去、蘇我馬子、宿

大和国城上
郡の地名、
是を云々宮と
記せば、然傳
り、まじふや○
白堤も、横山も
人名あり、是も逆が同姓、みして、逆が隱れたるを、顯をも思ふも、穴穂部皇子
と惡狀、み記せば、はの、信ぐ、まを思へ○逢門底も、穴穂部皇子、みあり、原本細字
み、謂皇子家門也の、六字も、後人の所為、著
りれむ削る○將之大連所も、皇子のあり
即便隨去、初
諫めし処を云、
○原本磐余、下
行至於池邊也、
の細字、
解、
從ふ○切諫、
葉十二、
慥使

補、外聞、斯計、詣皇子、所、即逢門底、
將之、大連、所、時、諫曰、王者、不近刑
人、不可自往、皇子、不聽而行
馬子、宿禰、即便隨去、到於磐余、而
切諫之、皇子、乃從諫、止、仍於此處、
踞坐、胡床、待大連、焉、大連良久、而
至、率眾報命曰、斬逆等、訖、
或本云、
穴穂部

乎無跡、新撰字
鏡、切々、太志
加、爾と注せ、
按、小上、小穴穂
部皇子云々、欲
斬之、兩大臣曰
隨命と云て、既
殺さむとも、
期ふ及びて、再
諫つ、
若、真、
毒策もて、殺、
丙午二日、原本
丙子、
今長曆を推て、
丙午、
新嘗、
年、
紀、
ふ、
も、
正、
月、

皇子、自
行、射、殺
於、是、
馬、子、
宿、禰、
惻、然、
頽、歎
曰、天、下、
之、亂、
不、久、
矣、
大、連、
聞、而、
答、
曰、汝、
小、臣、
之、所、
不、識、
也、
此、三、
輪、
君、
逆、者、
譯、
語、
田、天、
皇、
之、
所、
寵、
愛、
、
悉、
委、
內、
外、
之、
事、
焉、
由、
是、
炊、
屋、
姬、
皇、
后、
與、
馬、
子、
宿、
禰、
俱、
發、
恨、
於、
穴、
穗、
部、
皇、
子、
一、
也、
是、
年、
也、
太、
歲、
丙、
午、
諫、
つ、
偽、
も、
何、
事、
を、
傷、
て、
諫、
と、
あ、
り、
て、
何、
故、
不、
隨、
命、
と、
云、
り、
む、
是、
を、
馬、
子、
が、
毒、
策、
も、
て、
殺、
べ、
く、
促、
し、
て、
他、
の、
見、
聞、
の、
と、
め、
諫、
た、
る、
其、
虚、
偽、
惡、
む、
べ、
き、
と、
あり、
二、
年、
夏、
四、
月、
乙、
巳、
朔、
丙、
午、
御、
新、
嘗、
於、
磐、
余、
河、
上、
是、
日、
天、
皇、
得、
病、
還、
入、
於、
宮、
羣、
臣、
侍、
焉、
天、
皇、
詔、
羣、
臣、
曰、
朕、
思、
欲、
歸、
三、
寶、
卿、
等、
議、
之、
羣、
臣、
入、
朝、
而、
議、
物、
部、
守、
屋、
大、
連、
與、
中、
臣、
勝、
海、
連、
違、
詔、
議、
曰、
何、
背、
國、
神、
敬、
他、
神、
也、
由、
來、
不、
識、
若、
斯、
事、
矣、
蘇、
我、
馬、
子、
宿、
禰、
大、
臣、
曰、
可、
隨、
詔、
而、
奉、
助、
詎、
生、
異、
計、
於、
是、
皇、
弟、
皇、
子、
引、
豐、
國、
法、
師、
入、
於、
內、
裏、
物、
部、
守、
屋、
大、
連、
邪、
睨、
大、
怒、

新嘗と云、
つて延たる
みや○異計、
葉十五、
半、
久爾、
伎許、
我毛、
初爰、
云、
神、
を、
し、
そ、
子、
入、
此、
不、

○日本紀標注卷之十七
○二十九

押坂部オサカベ、刑部ケイブ考べし、此人無二の忠良ふとしを、世系の詳ふらぬと、口をし○阿都アツ、敏達紀ミナタキ、阿斗アツ、桑市サウジと行ると別ワカ、河内カハチ、国クニ、阿都アツ、大連オホノリ之別業、所在地名也、とらうを、集解シウゲツ、私記シキ、攬入ランニルとして、削るキル、敏達天皇の御子ミナタキノミコ、敏達ミナタキ、大連オホノリの厭ウツへる故を思ふ、上ウヘ、皇弟ミカドノミナト、皇子ミカドノミコ、引ヒキ、豊国トヨクニ、法師ホウシ、入イル、於内裏ウチノミヤ、と行つて、神国カムクニの名義を誤アヤ、是コノ、故コト、即スガ、厭ウツ、て、国害クニガイを拂ハラ、てむの意イハ、ハ、

是時コノトキ、押坂部オサカベ、史シ、毛屎モウシ、急來イツライ、密語ヒツコト、大連オホノリ、曰イハレ、今イマ、群臣ハカル、圖ハカル、卿ウシナ、復マシ、將ニ、斷路タチテ、大連オホノリ、聞キク、之ノ、即スガ、退ヒク、於ニ、阿都アツ、集アツム、聚ム、人ヒト、焉ナリ、中臣ナカノミ、勝海カチウミ、連ノリ、於ニ、家集オウカイヘ、衆シユウ、隨ツク、助タカ、大連オホノリ、遂ツキ、作シユ、太タイ、子ミコ、彦人ヒコト、皇子ミカドノミコ、像ミカドノミコノツボナリ、與トナリ、竹田タケノタ、皇子ミカドノミコ、像ミカドノミコノツボナリ、厭ウツ、之ノ、○水ミヅ、派ハ、宮ミヤ、武ム、俄トウ、而シテ、知チ、事コト、難カタ、濟キチ、歸キリ、附ツク、彦人ヒコト、皇子ミカドノミコ、水ミヅ、派ハ、宮ミヤ、美ミ、麻マ、多タ、舍ト、人ヒト、迹ト、見ミ、赤アカ、禱ノリ、伺ヒテ、○迹ト、見ミ、ハ、大オホ、

和国ワノクニ、添下郡ソヘノカミ、地名チナマ、より、出デ、た、姓セイ、小コ、志シ、小コ、同郡ドウクニ、鳥見トリミ、莊シヤウ、行ユク、見ミ、首見ウヅミ、延ノビ、姓氏セイメイ、録ロク、小コ、登美トウミ、首ウヅミ、豐トヨ、城シヤウ、入イル、彦命ヒコノミコト、男ヲ、倭ヤマト、日向ヒナタ、八ヤチ、綱ツナ、田タ、命ノミコト、之後ノチ、也ナリ、と、り、て、あ、る、名家メイカ、の、末スエ、小コ、か、休ヒユ、賊ソク、の、出デ、つ、は、も、り、や、し、氏ウヂ、人ヒト、と、續ツグ、

勝海カチウミ、連ノリ、自ミ、彦人ヒコト、皇子ミカドノミコ、所シヨ、退ヒク、上ウヘ、拔ヒキ、刀タガナリ、而シテ、殺コロス、赤アカ、禱ノリ、此コノ、云イハレ、大連オホノリ、從ツク、阿都アツ、家イヘ、使シ、物モノ、部ベ、八ヤチ、坂サカ、大市オホノリ、造ツク、小坂コサカ、漆部シヤクベ、造ツク、兄アニ、謂イハレ、馬ウマ、子ミコ、大臣オホノリ、曰イハレ、吾ウ、聞キク、群臣ハカル、謀マカ、我ウチ、我ウチ、故コト、退ヒク、焉ナリ、馬ウマ、子ミコ、大臣オホノリ、乃ナリ、使シ、土師ツチシ、八嶋ヤチノシマ、連ノリ、於ニ、大伴オホトモ、毗羅夫ヒラフ、連ノリ、所シヨ、具ツク、述シユ、大連オホノリ、之ノ、語コト、

紀四十キシヨウ、登美真人トウミノサト、藤津フヅツ、續後紀ツグノチ、十六ジュウロク、登美真人トウミノサト、直名チキナ、ふど、見ミ、ゆ、原本ホノマタ、細字ホソジ、小コ、迹ト、見ミ、姓セイ、也ナリ、赤禱アカノリ、名ナ、也ナリ、と、り、例レイ、小コ、より、削キル、る、○物部モノベ、八坂ヤチノサカ、大市オホノリ、造ツク、小坂コサカ、漆部シヤクベ、造ツク、兄アニ、三人サンニヒト、の名ナ、あ、る、を、諸注シヨチュウ、二人フタヒト、小コ、見ミ、た、る、を、失ウシ、は、り、大市オホノリ、造ツク、を、姓氏セイメイ、録ロク、小コ、大市オホノリ、首ウヅミ、任トク、那ナ、国人クニノヒト、都怒賀ツツガ、阿羅斯アロス、止トメ、之後ノチ、也ナリ、と、り、て、氏ウヂ、人ヒト、と、孝德コトク、紀キ、小コ、大市オホノリ、連ノリ、と、り、て、名ナ、を、淺アサ、

三代實錄四十、大市、貞繼と云、人見ゆ、漆部造也、姓氏録不て洩たど、舊事紀物部氏の世系不、三見、宿祢命、漆部連等祖と云、天武十三年紀、漆部連賜姓曰宿祢、○槻曲、雄略紀、槻本と云、○守護大臣、下、槻曲家者大臣家也、細字、つて、集解不私記、攘入として、削と云、從ふ○瘡轉盛、瘡瘡あり、敏達紀、不も、天皇與大連惠於瘡と云、即指目瘡不て、所謂佛毒あり、○鞍部

由是毗羅夫連、手執弓箭、皮楯就、槻曲家、不離晝夜、守護大臣、天皇、之瘡轉盛、將欲終時、鞍部多須奈、進而奏曰、臣奉為天皇、出家脩道、又奉造丈六佛像、及寺、天皇為之、悲慟、今南淵坂田寺、木丈六佛像、挾侍菩薩是也、癸丑、天皇崩于大、殿、七月甲戌朔甲午、葬于磐余池、

多須奈、推古紀、不、勅鞍作鳥曰、

上、陵

汝祖父司馬達等、便獻舍利、又於國無僧尼、於是汝父多須那云々、と云、司馬達等の子あり、細字、不、司馬達等子也、と云、例、不、より、削る、○南淵、皇極紀、不、南淵河、つて、天武紀、不、南淵山、つて、大和國高市郡の地名あり、○坂田寺、大和志、不、高市郡坂田村、つり、推古紀、不、為、天皇作、金剛寺、是、今謂、南淵、坂田、尼寺、と云、万葉十一、不、小墾田、之、坂田、乃、橋、と、つり、も、此地あり、○挾侍、孝德紀、不、挾侍八部と見、延、續紀、十二、不、詔曰、每國、令、造、釈迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀、兼寫、大般若經一部、同、廿三、不、造、阿彌陀丈六像一軀、脇侍菩薩像二軀、と云、如、釈迦、不、ま、と、阿彌陀、不、ま、ま、其、左右、不、安、を、挾侍、と、も、脇侍、と、も、云、て、定、た、る、佛、名、不、つ、り、と、る、を、云、て、故、不、通、證、不、今、謂、之、脇、立、と、云、る、が、如、し、○菩薩、翻譯、名、義、集、不、菩薩、肇、曰、正音、云、菩提、薩埵、菩提、佛道、名、也、菩提、秦言、大心、衆生、有、大、心、入、佛道、名、菩提、薩、埵、無、正、名、譯、也、云々、賢首云、菩提、此、謂、之、覺、薩、埵、此、曰、衆生、以、智、上、求、菩提、用、悲、下、救、衆生、○癸丑、九日、○甲午、廿一日、○磐余池、上、陵、と、大和國、十市郡也、推古元年、紀、不、秋、七月、改、葬、于、河内、磯、長、陵、と、云、む、其、所、不、注、べ、し、

崇峻天皇

泊瀨部天皇

泊瀨部天皇、天國排開廣庭、天皇

第十子也、母曰小姊君、二年夏

四月、橘、豐日、天皇崩、五月、物部大

連、軍衆三度驚駭、大連元欲去餘

皇子等、而立穴穗部皇子、爲天皇

及至於今、望因遊獵、而謀替立、密

泊瀨部天皇、姓
長谷部造、
乳母の姓
みよてたは御
名、法王帝説
小、長谷部天皇
に作より、後、
崇峻と謚奉と
又○小姊君、下
原本細字、稻
目宿祢、女也、已
見上文、しる
を、集解、私記、
撥入として、削

使人於穴穗部皇子、曰願與皇子

將馳獵於淡路、謀池

夫木集十八、み、す、な、つ、片野の冬のみ鷹うり、くもい、く、より、つ、て、せ、く、ら

しつ、も、幾、度、あり、○驚駭と響ひあり、故、あ、く、し、て、驚、く、も、敗

軍の兆、あ、は、べ、し、○謀泄も、獵、事、寄、せ、害、せ、む、と、謀、し、あり

六月甲辰朔庚戌、蘇我馬子、宿禰

等、奉炊屋姫尊、詔佐伯連丹經手

土師連磐村、的臣真嚙、曰、汝等嚴

兵速往、誅殺穴穗部皇子、與宅部

皇子、是日、夜半、佐伯連丹經手等

と、り、小、從、ふ、○
三度、千載、集、み、
と、も、し、て、箱
根、の、山、小、明、子
り、二、より、三、よ、り、
夫、木、集、十、八、み、
し、つ、も、幾、度、あり、
軍、の、兆、あ、は、べ、し、
庚、戌、七、日、○奉
炊、屋、姫、尊、諸、注
此、尊、の、御、母、も、
蘇、我、氏、より、出
た、る、を、以、て、奉
と、云、と、云、と
精、か、ら、ぞ、同、母
の、御、子、等、も、多
ろ、中、獨、此、尊
を、奉、む、は、此

時より天皇を
弑奉りて、已が權
を專らせむの
姦策あれむを
尊を御位ふを
即奉りしむを
勇健應堪為兵、
而悉皆羸弱、亦
不習武藝、徒有
其名而不能為益、
如臨大事、何堪
機要、同八子、定
衛士數、国別有
差、同十四子、
令諸国常額之
外、差加左右衛
士各四百人、衛
門衛士二百人、
貢之、軍防令、
凡兵士向京師者
名衛士、左右衛
門式、衛士三百
廿人、衣并袴料、
布二百四十八端
云々、人數、御世
々々増減、
乃、後紀弘仁二
年、勅負三千人
と云々、即衛士を
云々、
辛亥八日、穴
穗部皇子を、欽
明天皇の御子、
小望部穴穗部
皇子と云々、
宅部皇子を、紹

圍穴穗部皇子宮、於是衛士先登、
樓上、擊穴穗部皇子、皇子落於
樓下、走入偏室、衛士等舉燭而誅
即奉りしむを、
勇健應堪為兵、而悉皆羸弱、亦不習武藝、徒有其名而不能為益、如臨大事、何堪機要、同八子、定衛士數、国別有差、同十四子、令諸国常額之外、差加左右衛士各四百人、衛門衛士二百人、貢之、軍防令、凡兵士向京師者名衛士、左右衛門式、衛士三百廿人、衣并袴料、布二百四十八端云々、人數、御世々々増減、乃、後紀弘仁二年、勅負三千人と云々、即衛士を云々、
辛亥八日、穴穗部皇子を、欽明天皇の御子、小望部穴穗部皇子と云々、宅部皇子を、紹
辛亥、誅宅部皇子、故誅甲子、善
父也、善穴穗部皇子、故誅甲子、善
信阿尼等、謂大臣曰、出家之途、以

運録、欽明天
皇の御子、載
せたり、歎紀帝
皇系、因、推
古天皇、同母弟
小大宅皇子、
て、此皇子を
洩せて、然、此
紀、小大宅、皇
女、阿、皇女、若
皇子の誤、思へど、七男六女の數、合、ざれば、別あり、
○檜隈、天皇へ、欽明天
皇を申す、其、檜隈、坂合、陵、葬、奉、れ、を、あり、
○上女王、紹、運、録、も、然、り、を、上
女王の父と傳、たり、と、此、細、字、と、專、ら、あ、り、
○父也、下、原、本、未、詳、と、り、後、人、の、所
為、多、る、を、削、る、
○甲子九日、阿尼、敏、達、紀、見、を、た、る、禪、藏、尼、惠、善、尼、等、を、云、
て、初、阿、の、親、愛、の、音、を、り、ゆ、を、阿、父、阿、娘、阿、母、阿、姉、と、云、
る、阿、も、あ、る、
○戒、法、梵、網、經、十、戒、四、十、八、戒、を、記、せ、
謀、滅、物、部、守、屋
大、連、通、證、小、此

戒、為、木、願、向、百、濟、學、受、戒、法、是、月
百、濟、調、使、來、朝、大、臣、謂、使、人、曰、率
此、尼、等、將、渡、汝、國、令、學、戒、法、了、時
發、遣、使、人、答、曰、臣、等、歸、蕃、先、導、國
王、而、後、發、遣、久、不、遲、也
秋、七、月、蘇、我、馬、子、宿、禰、大、臣、勸、諸

條を論て云、世儒以守屋之排佛、不論其逆云々、昧于史傳之所致也、と記せると如何、大連素より罪なきを前條を熟覽まべし、去りはみ逆ありと見しこそ、中々不史傳ふも昧かたりれ、○竹田皇子と敏達天皇の御子○既の皇子と世の聖徳と称せり、○難波皇子、春

皇子、與群臣謀滅物部、守屋大連、泊瀨部、皇子、竹田、皇子、厩戸皇子、難波、皇子、春日、皇子、蘇我、馬子、宿禰、大臣、紀、臣、男、麻呂、宿禰、巨勢、臣、比良夫、膳、臣、賀、拖、夫、葛城、臣、烏那、羅、俱率軍旅進討大連、大伴、連、嚙、阿陪、臣、人、平、群、臣、神、手、坂、本、臣、糠、手、春日、臣、モモリ關名、俱率軍兵、從志紀、郡、到、遊、河、家、

日皇子と敏達天皇の御子○紀臣男麻呂、原本男を落せて、欽明紀及下文不撰て補ふ、但上脱字なり考べし○巨勢臣比良夫も、欽明紀不見、逆たる許、勢臣稻持の子り○葛城臣、姓氏録不、葛城朝臣、葛城襲津彦命之後也、天武十二年、紀不、葛城直賜、姓曰連○大伴連嚙、推古紀不、作、公卿補任不、作、子、不、作、り、即、金村の孫あり○春日臣、敏達紀不、春日臣、仲君、欽明紀不、春日臣、日、杵、あり、何、あり、實、不、此、姓、の、み、名、を、洩、せ、て、以、上、馬、子、の、賊、不、扇、動、せ、ら、と、た、る、否、○志紀郡も、河内の郡名なり○遊河も、上、不、お、れ、し、

稻城垂仁紀不注せり、河内志紀郡條不、稻城址在弓削村、と記せり○衣措も地名不、河内志、澁、河、郡、不、衣、措、村、あり、平氏太子傳不、守屋所領、河内

大連親率子弟與奴軍築稻城而戰、於是大連昇衣措朴枝間、臨射如雨、其軍強盛、填家、溢野、皇子等、軍與群臣、衆、怯、弱、恐、怖、三、廻、却、還、是、時、厩、戸、皇、子、束、髮、於、額、少、古、兒、年、

因弓削、轉作祖
 父間、衣摺、蛇、州
 足代、御立、葦原
 等、八箇所、地、都
 集十二萬八千
 六百四十代、と
 記せり○朴枝
 間、推古紀、小も
 朴を工とよめり、朴、字、不、然、訓、の、ら、る、と、あ、ら、ざ、れ、ど、平、氏、太、子、傳、小、大、榎、木、不、作
 と、む、姑、舊、讀、小、從、ふ、○束、髮、於、額、と、ヒ、サ、ゴ、バ、ナ、と、よ、め、る、と、靴、花、の、形、小、似、た
 る、ゆ、ゑ、不、然、訓、む、む、と、察、ゆ、と、と、惣、て、よ、み、難、ふ、と、此、紀、の、例、と、し、て、訓、注、ら、る
 べ、き、を、省、り、る、を、思、へ、む、猶、信、ふ、と、不、似、う、と、と、姑、舊、訓、小、從、ふ、べ、し、散、木、集、小、
 高、砂、み、て、風、つ、た、く、吹、り、と、と、沖、小、ゆ、さ、ぶ、と、と、云、る、物、の、立、り、る、を、見、て、ひ、と
 こ、ど、れ、咲、け、り、け、し、ふ、を、よ、を、あ、ら、う、ら、底、の、心、を、く、も、て、ふ、は、り、ふ、と、何、る、と、ふ、
 る、物、の、海、上、小、立、て、る、を、然、云、り、と、聞、た、る、西、宮、記、相、撲、條、小、相、撲、取、左、着、葵、花、
 右、着、靴、花、北、山、抄、相、撲、召、合、條、小、專、お、あ、じ、此、事、古、哥、小、も、數、多、見、込、て、靴、花、を、擧、
 鼻、禪、小、着、と、も、又、空、穗、物、語、初、秋、小、不、神、頭、小、ま、と、も、記、せ、り、其、と、は、は、と、此、亦、る
 也、髮、を、結、揚、た、る、狀、の、靴、花、小、似、た、る、ゆ、ゑ、不、然、と、よ、み、傳、た、る、不、や、○角、子、を、揚

十五、六、間、束、髮、於、額、十七、而、隨、軍、
 八、間、分、爲、角、子、今、亦、然、之、
 後、自、料、度、曰、將、無、見、敗、非、願、難、成、
 乃、斫、取、白、膠、木、疾、作、四、天、王、像、置、
 於、頂、髮、而、發、誓、言、
 白、膝、木、此、
 云、農、利、溼、

卷、不、て、景、行、紀、允、恭、紀、等、小、總、角、を、よ、み、て、彼、処、小、注、し、つ、○白、膠、木、和、名、抄、小、櫻、
 惡、木、也、辨、色、立、成、云、白、膠、木、和、名、沼、天、と、り、る、と、略、あり、新、撰、字、鏡、小、釋、奴、利、底、と
 り、て、本、語、あり、塵、添、族、囊、抄、小、白、膠、木、と、字、類、抄、和、名、等、ノ、訓、ニ、ハ、白、膠、ト、云、フ、木
 也、又、デ、ト、云、常、ニ、ハ、サ、ル、デ、ト、云、ニ、ヤ、云、々、本、草、綱、目、小、鹽、鉄、子、と、よ、み、時、珍、曰、木
 狀、如、椿、其、葉、兩、兩、對、生、長、而、有、齒、面、青、背、白、有、細、毛、味、酸、云、々、○四、天、王、長、阿、舍、經、
 小、東、方、天、王、名、多、羅、咤、云、々、南、方、天、王、名、毘、瑠、璃、云、々、西、方、天、王、名、毘、留、博、又、云、々、
 北、方、天、王、名、毘、沙、門、云、々、○頂、髮、景、行、紀、小、頭、髻、を、よ、み、神、功、紀、小、
 髮、中、を、よ、み、て、彼、処、小、注、せ、り、訓、注、農、利、溼、の、農、を、豊、小、誤、り、り、

護、世、四、王、法、華、
 方、便、品、小、諸、天、
 帝、釋、護、世、四、天、
 王、と、り、り、天、字、
 を、脱、せ、は、り、○
 發、誓、言、按、小、善、
 事、小、利、益、を、ま、
 佛、も、惡、事、を、ま、
 助、け、し、不、や、○
 諸、天、王、大、神、王、
 今、若、使、我、勝、敵、必、當、奉、爲、護、世、四、
 王、起、立、寺、塔、蘇、我、馬、子、大、臣、又、發、
 誓、言、允、諸、天、王、大、神、王、等、助、衛、於、
 我、使、獲、利、益、願、當、奉、爲、諸、天、與、大、
 神、王、起、立、寺、塔、流、通、三、寶、誓、已、嚴、

是も佛云、諸天を如此書、
せり○射墮大連、この赤檮先
みも、中臣勝海、連を害し其罪
天地ふ容、がた、大賊ふるを
や、原本枝下の、上、朴字を落
せる、み、や、今も、波川郡衣摺村、
村社衣摺神社、境内み、榎の古
樹あり、傳、て守屋榎と云、○皂
衣、字書み、皂、黒、繒也○廣瀬勾

種種、兵、而、進、討、伐、爰、有、迹、見、首、赤
檮、射、墮、大、連、於、枝、下、而、誅、大、連、并、
其、子、等、由、是、大、連、之、軍、忽、然、自、敗、
合、軍、悉、被、皂、衣、馳、獵、廣、瀬、勾、原、而、
散、是、役、大、連、兒、息、與、眷、屬、或、有、逃、
匿、葦、原、改、姓、換、名、者、或、逃、亡、不、知、
所、向、者、時、人、相、謂、曰、蘇、我、大、臣、之、
妻、是、物、部、守、屋、大、連、之、妹、也、大、臣、
妄、用、妻、計、而、殺、大、連、矣、平、亂、之、後、

原の、廣瀬も大和国の郡名、勾原も、今隠して詳ふらざり○用妻計云々、うらふ流言と、いらふ
不、成、と、素、よ、馬、子、が、逆、心、其、妻、の、勸、む、ゆ、を、俟、と、○四天王寺も、今天王寺と稱し、難波の東南み、在、る、推古紀み、注、き、べ、し、○田莊も、孝徳紀み、見、ゆ、持統紀み、ナリドコロと注し、字書み、莊、田、舎、也、と注せ、平氏太子傳、注、み、本願縁起曰、没官所領、田園、十八萬六千六百九十代、定寺、永財、と、い、ふ、
飛鳥も、大和国高市郡の地名
○法興寺も、元興寺とも、飛鳥寺とも云、推古四年、紀、注、べ、し、○資人、軍防令み、資人、

於、攝、津、國、造、四、天、王、寺、分、大、連、
半、與、宅、爲、大、寺、奴、田、莊、以、田、一、萬、
頃、賜、迹、見、首、赤、檮、
蘇、我、大、臣、亦、依、本、願、於、飛、鳥、地、起、
法、興、寺、物、部、守、屋、大、連、資、人、捕、鳥、
部、萬、將、一、百、人、守、難、波、宅、而、聞、大、
連、滅、騎、馬、夜、逃、向、茅、渟、縣、有、真、香、

一位一百人、二位八十人、三位六十人、正四位四十人、從四位三十五人、正五位二十五人、從五位二十人、女減半云々、選叙令、小帳内資人等、式部判補、乃、猶持統天皇十年十月條、參考も、へし、○捕鳥部、姓氏録、鳥取部、作、委、垂仁紀、注せり、細字、萬名也、と、る

邑、仍過婦、宅而遂匿山、朝廷議曰、萬懷逆心、故隱此山中、早須滅族、可不怠歟、萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓帶劍、獨自出來、有司遣數百衛士一圍萬、萬即驚匿篁叢、以繩擊竹、引動令他惑已、所入衛士等被詐、指搖竹、馳言萬在此、萬即發箭、一無不中、衛士等恐不敢近、萬便弛弓、挾腋向山走去、衛士等即夾

也、後人の加たるを、難波宅、攝津志、東生郡森村、有守屋大連難波第址と記せり、○茅渚縣、和泉国南北の海邊、耳なる惣名、今其名聞えず、唯詞人の筆、のみ遺也、猶神武紀を参考も、べし、○有真香邑、式、和泉国和泉郡阿理莫神社、志、泉南郡阿間河、莊、舊曰阿理莫、又有真香、と記せり、○憔悴、散木集、よし、け、を、お、よ、は、む、つ、ち、の、か、じ、け、つ、つ、物、も、あ、ら、で、霜、が、ぬ、く、や、言、繼、卿、集、に、へ、り、あ、を、む、い、し、も、露、も、く、る、お、ひ、て、霜、も、わ、じ、く、も、草、木、あ、は、ら、り、む、白、氏、文集、に、お、季、子、憔悴、時、云、々、○

河追射、皆不能中

○日本紀標注卷之十七

天皇、占、擬、新撰、字鏡、不、擬、設、況、也、宛、當、也、向、也、万、加、奈、不、と、注、し、雄、略、紀、不、變、と、ヒ、キ、マ、カ、ナ、ヒ、と、よ、め、り、○萬、為、天皇、楯、万、葉、二

於是有一衛士疾馳先萬而伏河側、擬射中膝、萬即拔箭張弓、發箭、伏地而號曰、萬為天皇楯將、効其勇而不推問、翻致逼迫於此窮矣、可共語者來、願聞殺虜之際、衛士

十、祔布與利
波、可敬里見奈

等競馳射萬

久豆、意富伎美、乃之、許乃美多豆等、伊湫多都、和例波、おのゝ此件を見はたび、
慨然として、涙を落さず、
云、べりれ、穴中、
し、〇牒上も

申上、下、公式
令牒式、牒云
々謹牒、年月日
某官位姓名牒

〇下符も押手
ふて、墨を手不
着て、板、おまれ
紙、おはれ、押、よ

起、た、る、名、不、て、手、形、と、云、も、是、ふ、り、万、代、集、不、神、代、より、天、の、お、し、で、の、動、を、お、
さ、ま、ろ、し、お、た、て、し、い、も、や、山、ろ、ふ、猶、公、式、令、符、式、不、見、を、た、て、唐、六、典、ふ、元、上、之、
所、以、速、下、其、制、有、六、曰、制、教、冊、令、教、符、注、不、天、子、曰、制、曰、教、曰、冊、皇、太、子、曰、令、親、王、
公、主、曰、教、尚、書、省、下、於、州、州、下、於、縣、縣、下、於、鄉、皆、曰、符、と、記、し、我、国、も、官、符、省、符、

裏、別、以、刀、子、刺、頸、死、焉、河、内、國、司、
以、萬、死、狀、牒、上、朝、庭、朝、庭、下、符、傳、
斬、之、八、段、散、集、八、國、

河、内、國、司、即、依、符、旨、臨、斬、梟、時、雷、
鳴、大、雨、爰、有、萬、養、白、犬、俯、仰、廻、吠、
於、其、屍、側、遂、嚙、舉、頭、收、置、古、冢、橫、
卧、枕、側、飢、死、於、前、河、内、國、司、尤、異、
其、犬、牒、上、朝、庭、朝、庭、哀、不、忍、聽、下、
符、稱、曰、此、犬、世、所、希、聞、可、觀、於、後、
須、使、萬、族、作、墓、而、葬、由、是、萬、族、雙、
起、墓、於、有、真、香、邑、葬、萬、與、犬、焉、河、

寮符ふど云、且、其、後、の、制、あり、〇散梟八國を、古より聞、
さし、嚴、刑、不、て、梟、懸、首、於、木、也、と、史、記、高、祖、紀、の、注、不、見、を、た、り、
雷、鳴、大、雨、按、不、
天、津、神、萬、が、忠、
直、を、感、み、お、ひ、
か、ろ、る、天、災、を、
降、し、お、む、し、と、
と、猶、例、ら、る、日、
本、後、紀、八、和、氣、
清、磨、左、遷、の、條、
不、道、鏡、又、追、將、
殺、清、磨、於、道、雷、
雨、晦、暝、未、即、行、
俄、而、勅、使、來、僅、
得、免、と、ら、る、世、
を、異、ふ、お、れ、ど、神、
慮、の、も、ろ、り、不、
を、を、思、へ、〇葬

萬與犬、今和泉
國泉南郡八田
村、萬墓、乃、
其北、小犬墓、
現不在、○櫻
井田部連、應
神紀、安閑紀等
不見、
甲辰二日、○卿
大夫の卿も、三
位以上、大夫も
五位以上を云、
○倉梯大和志、
十市郡、條、倉
橋村、乃、記、
倉埵、柴垣、官、
作、り、

内、國言、於、餌、香、川原、有、被、斬、人、計、
將、數、百、頭、身、既、爛、姓、字、難、知、但、以、
衣、色、收、取、其、身、者、爰、有、櫻、井、田、部、
連、膳、滯、所、養、之、犬、啗、續、身、頭、伏、側、
固、守、使、收、已、至、乃、起、行、之、八、月、癸
卯、朔、甲、辰、炊、屋、姬、尊、與、群、臣、勸、進
天、皇、即、天、皇、之、位、以、蘇、我、馬、子、宿
禰、爲、大、臣、如、故、卿、大、夫、之、位、亦、如
故、是、月、宮、於、倉、梯、

蜂子皇子、錦代
皇女等、名義、詳
ふらむ、○鑑盤
博士、和名抄、佛
塔、貝子、露盤、乃、
了、續、紀、卅、子、も
露盤、乃、即、鑑
盤、同、物、ふ、て、
四天王寺本願
緣起、寶塔、第
一、露盤、誓、手、鐘
金、○五、博、士、平
氏、太、子、傳、子、造
瓦、師、小、作、也、
和名抄、小、瓦、加
波、良、と、注、せ、て、
此、博、士、才、佛、寺
を、作、り、た、め、に、

元、年、春、三、月、立、大、伴、糠、手、連、女、小
手、子、爲、妃、是、生、蜂、子、皇、子、與、錦、代
皇、女、是、歲、百、濟、國、遣、使、并、僧、惠、捻
令、斤、惠、寔、等、獻、佛、舍、利、百、濟、國、遣
恩、率、首、信、德、率、蓋、文、那、率、福、富、味
身、等、進、調、并、獻、佛、舍、利、僧、聆、照、律
師、令、威、惠、衆、惠、宿、道、嚴、令、開、等、寺
工、太、良、未、太、文、賈、古、子、鑑、盤、博、士
將、德、白、昧、淳、瓦、博、士、麻、奈、父、奴、陽

貢とて、按み上代本佛寺ありども、瓦をば葺きざりしゆを、齋宮式に、寺を瓦葺と云ふ忌詞あり、猶齊明元年、紀に注すべし。○麻奈父奴一人の名陽貴文一人の名陵貴文一人の名昔麻帝弥一人の名之。○畫工ハ、佛畫師ト云フ。○飛鳥衣造、雄略紀に見るに、大和国高市郡小、雄略紀に桃原真神原ト云ふ如し注せり、万葉二、明日香乃真神原爾久堅能天津御門乎懼母定賜而。○昔田通證、今尚存地名昔田ト記せり、是年の下也、字を脱せり、例よりて補ふ。

貴文、陵貴文、昔麻帝彌、畫工白加、蘇我馬子、宿禰、請百濟僧等、問受戒之法、以善信尼等、付百濟國、使恩率首信等、發遣學問、壞飛鳥衣縫、造祖樹葉之家、始作法興寺、此地名飛鳥、真神原、亦名飛鳥、苦田。是年也。太歲戊申。

近江臣滿、記の中卷に、波多、代宿禰者、淡海、臣長谷部君之祖也、と云ふ。平氏太子傳に、滿を滿子作と云ふ。○東山道、景行紀に見るに、た。○穴人、姓氏録に、穴人朝臣、阿部朝臣同祖、大彥命、男、彦背立、大稻腰命之後也、天武十三年、紀に、穴人臣賜、姓曰朝臣。○阿倍臣、平氏太子傳に、阿倍臣、枚吹、子作と云ふ。○北陸道、崇神紀に見るに、た。○櫻井寺、推古紀に、百濟人味摩之云々、安置櫻井、續紀に、卅一、豐浦寺。

二年秋七月壬辰朔、遣近江臣滿於東山道、使觀蝦夷國境、遣穴人臣鴈於東海道、使觀東方濱海諸國境、遣阿倍臣於北陸道、使觀越等諸國境。三年春三月、學問尼善信等、自百濟還住櫻井寺。冬十月、入山取寺材、是歲度尼、大伴狹手彥連、女善

乃西在也、櫻井
爾白壁之豆久
也云々、大和志
高市郡、櫻井
村、○德齊
法師、元亨、歎書
不、釋德齊、梁人
司馬達等之子
也、與漢人善聰
等八人、同出家
と、○譯語
田天皇も、敏達
天皇を申、○磯
長陵、諸陵式、磯
磯長尾陵、在河
内国石川郡、北
域東西三町、南
北三町、守戸五

德、コフ、ヲリク、夫人、新羅媛、善妙、百濟媛、妙
光、又漢人善聰、善通、妙德、法定、照、
善智聰、善智惠、善光等、鞍部、司馬
達等、子、多須奈、同時出家、名曰德
齊法師、
四年夏四月、壬子朔甲子、葬譯語
田天皇於磯長陵、是其妣、皇后所
葬之陵也、秋八月庚戌朔、天皇詔
群臣曰、朕思欲建任那卿等何如、

烟志不在石川
郡半室村、西、
記せ、○妣皇
后云々、諸陵式
不、磯長原、墓、石
石川郡、敏達天
皇陵内、守戸三烟
壬午四月、○膳
臣、原本膳を秋
小誤、又名を
爲せ、集解、
前文不、○禪
ひたる不、○禪
八十伴男と云、
が如し、○禪
字書不、○禪
と、○部
も也、長あり、○部

群臣奏言、可建任那官家、皆同陛
下所詔、
冬十二月、巳卯朔壬午、差紀男麻
呂、宿禰、巨勢、臣比良夫、膳臣賀陀
夫、大伴、鬮連、葛城、烏奈良、臣爲大
將軍、率氏氏、臣連爲禪將部隊、領
二萬餘軍、出居筑紫、遣吉士、金於
新羅、遣吉士、木蓮子於任那、問任

○日本紀標注卷之十七
○四十一

新羅、遣吉士、木蓮子於任那、問任

吉士金敏遠紀
不吉士金子不

那事

作日○丙子
四日○山猪日

五年冬十月癸酉朔丙子有獻山

本後紀八小野
猪とり多小

猪天皇指猪詔曰何時如斷此猪

あじ○壬午十
日○步廊和名

之頸斷朕所嫌之人多設兵仗有

抄廊殿下外
屋也和名保曾

異於常壬午蘇我馬子宿禰聞天

止乃とつる細
殿あり○乙巳

皇所詔恐嫌於己招聚儻者謀弒

三日○東漢直
も應神紀不見

天皇是月起大法興寺佛堂與步

社たて漢直ら
小誂つはも彼

廊十一月癸卯朔乙巳馬子宿禰

も漢種不忠

詐於群臣曰今日進東國之調乃

孝とあらざる
不習へむ此

使東漢直駒殺于天皇或本云東

舉ふハ及マ○
殺于天皇の殺

漢直磔
井子也

て弒不おふじ、通證不羅浮子曰、厩戸親見馬子之弒殺而因循以從、則馬子之罪亦有所分邪於戲、厩戸無孔子沐浴之告、而有歸生不武之名、今按嘗聞之也、上宮太子弒崇峻天皇、是則孔子論趙盾者也、豈唯馬子之罪有所分而已哉、首惡之名乃在太子と云マ、此論能當より、按馬子も厩戸の告を奉け、駒も馬子も手を假たり、此殘逆を一駒の牙不條ると云、二馬の躑躅の致、処あり、むかし安康天皇、不測の難不罹、ひしむ五六歳の幼王の所為あはれむ、此論不非ず、扶桑略紀不、天皇密勅皇子、言蘇我馬子内繼私欲、外似矯矯、雖興如來之教、誠無忠義之情、為之如何、皇子奏曰、忍辱德深、陛下宜行慈忍、矣、十月人獻山猪、皇子侍側、天皇指猪言、何日、如斷猪頸、將斷朕所嫌人、皇子大驚、奏備、禍始於此、俄設内宴、群臣賜祿、皇子自誠云、今日、論旨莫語他人、有一愚士、則語大臣、と云、此書も淫佛者の作不て、切不、厩戸を称譽して、たつと、其罪逆猶藏、がときおと多し、爰も馬子を誅し不む、禍始、於此、と、如何、天皇を弒し奉マしをむ、禍と、ハ為さマし、開闢以來、厩戸馬子二人の如も、の世不在、を聞、ず

倉梯正陵ハ諸
 陵式ハ在大和
 国十市郡無陵
 地并陵戸志ハ
 在十市郡倉橋
 村東今日赤坂
 と記セマ年治
 云上代より天
 皇の葬儀ハ崩
 御より遠モ二
 三年近モ二三
 月で經むして
 葬奉りし例ハ
 未を殯殮の營
 もあく即日ハ
 しも葬奉りし
 も甚々淺間し
 業あるを馬

是日葬天皇于倉梯正陵
 小手子恨寵之衰使人於蘇我馬
 子宿禰曰頃者有獻山猪天皇指
 猪而詔曰如斷猪頸何時斷朕思
 人且於内裏大作兵仗於是馬子
 宿禰聽之丁未遣驛使於筑紫將軍
 而驚之
 所曰依於内亂莫怠外事是月東
 漢直駒偷隱蘇我娘嬪河上娘爲
 妻馬子宿禰忽不知河上娘爲駒
 所偷而謂死去駒奸嬪事顯爲大
 臣所殺

子グ謀逆も素より論ふおを厩戸皇子馬子ハ面從して其暴を助しそハりハ
 ゴヤ、初陵戸守戸も上代より制りけむを式多敷そ奈良朝不改たる儘を記
 せマ、然ルハ兩馬の在りし間も、へりハはと奈良朝不至ても、因循して陵戸を置
 ざりしも、へぶりし○丁未五日○筑紫將軍也、此時外寇防禦のため遣し、將軍
 と云、○嬪河上娘、平氏太子傳ふ、偷奸天皇嬪と云○原本河上娘、蘇我馬子、宿
 禰、女也と云、細字ハるを、集解ハ私記撰入として、削ははハ從ふ、按ハ此時馬子
 の女、嬪とありて、後宮ハ在マ
 しを、弒逆の後ハ奸せしハヤ

日本紀標注卷之十七終

西村捨三 濱田甚兵衛 山内芳秋 近藤喜祿 廣岡久右衛門 山口源兵衛 平瀨龜之助 野口守敏 田中市兵衛 馬場幸治 玉手弘通 小泉清左衛門 名越愛助 吉田利兵衛 進藤嘉市郎 和田半兵衛 辻滿伴 豐田文三郎 大浦彌三兵衛 龜岡善兵衛 山口善五郎 辰馬圭助 土川茂平 椿本莊助 古家彌太郎 小林林之助



上行公梓

助 贊

西村捨三 濱田甚兵衛 山内芳秋 近藤喜祿 廣岡久右衛門 山口源兵衛 平瀨龜之助 野口守敏 田中市兵衛 馬場幸治 玉手弘通 小泉清左衛門 名越愛助 吉田利兵衛 進藤嘉市郎 和田半兵衛 辻滿伴 豐田文三郎 大浦彌三兵衛 龜岡善兵衛 山口善五郎 辰馬圭助 土川茂平 椿本莊助 古家彌太郎 小林林之助

明治二十四年八月一日印刷
全 年 八月十五日出版

版權登錄

版權所有

著述者

數

田

年

大治

大阪市西區北堀江上通壹丁目
二十八番屋敷

發行者

小

林

之

助

全 西區北堀江裏通壹丁目
三十六番屋敷

印刷者

武

藤

山

稻

藏

全 東區伏見町通四丁目
七番屋敷

名古屋

片野

東四郎

東京

北畠

茂兵衛

全

原

亮三郎

京都

出雲寺

文次郎

全

藤井

孫兵衛

大阪

松村

九兵衛

全

梅原

龜七

全

鹿田

靜七

書肆

弘賣

明治二十四年九月五日

